

目 次

第 1 号 6月16日（月曜日）

令和7年度下郷町議会6月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	4
請願・陳情	9
散会	10

第 2 号 6月17日（火曜日）

令和7年度下郷町議会6月会議会議録（第2号）	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
星 邦一君	15
山名田久美子君	25
大竹浩治君	35
星 和志君	37
休会の件	45
散会	45

第 3 号 6月20日（金曜日）

令和7年度下郷町議会6月会議会議録（第3号）	47
議事日程第3号	48
開議	51
報告第 1号 専決処分の報告について	51
（専決第 7号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）	
報告第 2号 専決処分の報告について	57
（専決第 8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）	
報告第 3号 専決処分の報告について	58
（専決第 9号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第13号））	
報告第 4号 専決処分の報告について	58

(専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

報告第 5号	専決処分の報告について……………	6 5
	(専決第 1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更 について)	
報告第 6号	令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費について……………	6 6
報告第 7号	令和6年度下郷町一般会計の事故繰越しについて……………	6 7
議案第 1号	記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定について……………	7 4
議案第 2号	下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の設定について……………	7 6
議案第 3号	下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 6
議案第 4号	下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関 する条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 8
議案第 5号	令和7年度下郷町一般会計補正予算(第1号)……………	7 9
議案第 6号	令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	7 9
議案第 7号	令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	7 9
日程の追加……………		9 0
請願・陳情……………		9 0
日程の追加……………		9 1
議員提出議案第1号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について……………	9 2
散会……………		9 2

令和7年度下郷町議会6月会議会議録第1号

招 集 年 月 日	令和7年6月16日			
本会議の日程	令和7年6月16日から6月20日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年6月16日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年6月16日 午前10時38分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	7 番	大 竹 浩 治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税 務 課 長	大 竹 浩 二	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	玉 川 清 美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	会 計 管 理 者	室 井 俊 之
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会6月会議議事日程（第1号）

期日：令和7年6月16日（月）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 番 猪 股 謙 喜
7 番 大 竹 浩 治
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明
- 日程第 5 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちまして、総務課長より発言が求められておりますので、これを許可します。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。私からは、差し替えについてご説明いたします。

お配りしました資料の中で、議案第5号資料、令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の概要書でございます。こちらの縦長の様式になります。こちらのほうと、一般財団法人下郷町観光公社に係る報告書、こちらになります。この2点につきまして訂正がありましたので、開会前に資料の差し替えを行っております。今後このようなことがないようにしたいと思いますので、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年度下郷町議会6月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、猪股謙喜君及び7番、大竹浩治君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から6月20日までの5日間にすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

初めに、去る6月5日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会の席上におきまして、当町議会が、地方自治の本旨にのっとり、議会運営の改善に努めるとともに、郷土の発展と住民福祉の増進に寄与した功績が認められまして、優良町村議会として県町村議会議長会より表彰の栄誉に輝き、授与されたところでございます。謹んでご報告申し上げます。なお、表彰状につきましては議長席の隣にご披露させていただいて

おりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、皆さんのお手元に令和6年度3月会議から今6月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付してございます。

以上でございます。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年度下郷町議会6月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告7件、議案7件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、先ほど報告にもありましたが、去る6月5日、福島県町村議会議長会から下郷町議会が優良町村議会として表彰を受けられましたことにつきまして、町を代表して心よりお祝いを申し上げます。議会活動の功績が評価され、表彰されますことは、町民にとりまして大変名誉なことであり、ご同慶の至りであります。今後とも、住民を代表する機関として、議会と町が連携を図り、町民が愛着と誇りを持てるような地域社会の実現に向け邁進されることをご期待申し上げます。

次に、元町議会議員の佐藤孔一氏が、高齢者叙勲として旭日単光章受章の栄に浴されました。佐藤氏は、3期12年の長きにわたり町議会議員として在籍され、その間、議長をはじめ、副議長、総務文教常任委員会委員長などの数々の要職を歴任され、その豊かな経験と手腕をもって町政の進展に寄与されました。そのご功績が認められ、栄えある叙勲を受章されましたことは誠に喜ばしい限りであり、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さらに、教育功労者として、教育委員及び下郷町議会議員を歴任されました玉川邦夫氏が瑞宝双光章を受章されました。玉川氏は、38年間の長きにわたり小中学校に勤務され、平成24年3月に南会津町立田島中学校長を最後に退職されました。退職後は、町教育委員を2年、町議会議員を8年務めるなど、多岐にわたり町の発展に尽力され、現在下郷町社会福祉協議会会長として、福祉行政を牽引させていただいております。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

また、令和7年度各種功労者県知事表彰式が5月15日に杉妻会館で開かれ、農業委員会会長を歴任されました渡部功氏が農業功労者表彰を受賞されました。渡部氏は、農業委員会委員として15年、うち会長として6年間、担い手への農地利用の集約化、遊休農地の発生防止、解消など地域農業の発展に尽力され、町農林水産業振興に貢献してきました。そのご努力に対しまして心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

6月8日に開催されました福島県消防大会において、下郷町消防団が竿頭綬を受章いたしました。これは、防火思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が優秀な消防機関に授与される表彰で、令和2年以来3度目の表彰であり、昨年度の福島県消防操法大会で大内班が見事優勝したことをはじめ、本町消防団の日頃からの訓練や地域に密着した火災予防への取組など、消防活動の様々な成果が認められたもので、これまでの努力に対しまして深甚なる敬意を表するものがあります。消防団の皆様には、今後とも地域防災の要として、町民の皆様の安全、安心確保のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

このように各界においてご活躍された団体、個人の方々が表彰の栄に浴されたことは、私たち町民の誇りとするものであり、心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

次に、私ごとでございますが、このたび南会津地方町村会会長に選任され、5月10日、就任いたしました。また、6月3日付で任期満了となりました埴町長、宮田秀利県町村会長の後任として、去る3日、県町村会総会におきまして、満場の推挙によりまして、大変名誉ある県町村会会長の大役に選任されました。私もこれまで県町村会の監事といたしまして会務の運営に携わりましたが、今後は会長として、46町村それぞれの地域で暮らしている住民のため、災害からの復興、人口減少など様々な課題に対して、その解決のため、県町村会会長として全力を尽くしてまいりたいと思います。また、町政におきましても、県町村会会長という新たな職務に当たっても、本町が目指す地域資源を生かした交流型のまちづくりを着実に前進させ、住民の負託に全力で応えてまいる所存でありますので、ご協力をお願いいたします。

さて、令和7年4月以降の町の動静についてご報告いたします。4月19日には、県内の市町村を回り、ふるさとの魅力を発信する風とロックCARAVAN福島がふれあいセンターで開かれました。風とロック、福島民報社、ラジオ福島の主催で行われ、町内外から多くのお客様が来場し、出演者のトークショーと音楽ライブで盛り上がりしました。郡山市出身のクリエイティブディレクター、箭内道彦さん、地元ゲストの元地域おこし協力隊、市村春絵さん、現地域おこし協力隊、高山兼輔さんと私と4名でトークショーを実施し、町の魅力を発信しました。

同日には、町の観光資源PRとして、会津鉄道利用促進を目的とした桜マルシェ in 湯野上温泉駅が開催され、町内外から約400名が訪れました。イベントでは、湯野上温泉駅周辺整備事業完了記念式典も行われ、見頃の桜の下、郷人による演舞や大川溪流太鼓による演奏が披露されました。

4月29日には、大川ふるさと公園において春季検閲式が行われました。消防団員を含

む198名が参加し、式典では、地域の安全、安心を守る消防団員が自らの品位、規律を確認する通常点検と消防活動を万全に行うための機械器具点検が実施されました。途中からの雨により、分列行進は中止となりましたが、訓練や予防消防活動の重要性を改めて認識したところであります。

5月25日、町観光公社主催の100万年ウォークが町物産館をスタート、ゴールに開催されました。100万年かけてつくられた町の自然、文化、風習などを楽しんでもらうため毎年開催しており、町内外から約300人が参加しました。参加者は、中山風穴や湯野上温泉駅などを巡る10キロコースと会津鉄道を利用する5キロコースをおのおののペースで楽しみました。ゴール後、参加者は地元の物産などが当たる抽せん会に参加し、楽しいひとときを過ごしていました。

それでは、本議会に提案申し上げます報告7件、議案7件の説明を申し上げます。報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の給与所得控除の見直しや特定扶養親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る2輪車の車両区分の見直し、たばこ税における加熱式たばこ課税方式の見直しなど所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税基礎賦課額の賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金の賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるとともに、経済動向等を踏まえた保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直し等所要の改正を行うため、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第13号)）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,856万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,894万3,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、交付金等の額の確定により、また歳出につきましては、事業費及び職員人件費の確定等に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ

3,474万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,835万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、県支出金の額の確定により、また歳出につきましては、保険給付費及び保健事業費の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）でございますが、当組合の構成団体、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少したため、所要の変更を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年4月15日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第6号 令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和6年度3月議会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。農林水産業費では、緊急自然災害防止対策事業（農業水利防災）及び林道改良事業（林道大峠線）、商工費では、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業及び物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業、合わせて4事業で7,519万6,000円を令和7年度に繰り越したものであります。

報告第7号 令和6年度下郷町一般会計の事故繰越しについてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。土木費の雪寒機械整備事業について、除雪車の令和6年度内の納入が困難となったことから、契約額5,599万円を令和7年度に繰り越したものであります。

議案第1号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、現在、町長選挙では期日前投票、不在者投票での自書式による投票と選挙期日で使用する記号式による投票と投票方法が混在していることなどから、期日前投票制度の浸透により期日前投票者の増加などを踏まえ、国政選挙や町長選挙以外の地方選挙と同様に自書式による投票方式のみとするため、記号式投票に関する条例を廃止するため、ご提案を申し上げます。

議案第2号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、議案第3号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が見直されたことに伴い、連携施設経過措置の延長、代替保育に係る連携施設の見直し等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億695万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億195万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入では、町税の大幅な増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、各種事業に係る財源を計上し、歳出では、町制施行70周年事業、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、田沼文藏記念館空調施設設備事業などに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査して予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。歳入でございますが、町税において、所得申告等により個人町民税を1億1,133万7,000円増額し、償却資産等の当初課税により固定資産税を503万円減額しております。

国庫支出金でございますが、総務費国庫補助金において、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,508万5,000円計上しております。

県支出金でございますが、農林水産業費県補助金において、国からの補助の割当て内示がなかったことから、水利施設等保全高度化事業補助金を2,000万円を減額し、それに伴い、歳出の農林水産業費、農地費において、機能保全計画業務委託料を2,100万円減額しております。また、国及び県より補助の内報を受け、新規就農者育成総合対策事業費補助金を150万円、大雪農業災害特別対策事業補助金を59万5,000円それぞれ計上しております。

繰入金では、森林環境譲与税事業に係る基金繰入金を453万6,000円計上しております。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては、合計で100万7,000円を増額するものでございます。文書広報費では、設計額の見直しにより、国道121号道路改良に係る小野地区防災無線屋外拡声子局移設の工事請負費111万5,000円を増額しております。諸費では、町制施行70周年記念事業に係る報償費、需用費及び役務費の合計で436万5,000円を増額計上しております。

民生費につきましては、合計1,035万6,000円を増額するものであります。社会福祉総務費では、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る需用費や役務費、委託料、負担金、補助及び交付金の合計で1,508万5,000円を計上しております。令和6年度実施いたしました同給付金事業について、確定申告により給付額に不足が生じている受給者等に対し、追加給付を行うものであります。

労働費につきましては、雇用促進対策事業費において、野外活動施設の自家用電気工

作物に係る修繕料を110万円計上するものであります。

農林水産業費につきましては、合計で1,853万3,000円を減額するものであります。農業振興費において、新規就農者に対する経営開始資金として、新規就農者育成総合対策事業補助金150万円、令和7年2月4日以降の大雪により被災した農業用施設の復旧等の経費を支援する大雪農業災害特別対策事業補助金117万2,000円をそれぞれ計上しております。林業振興費では、森林林業従事者の育成を支援する林業人材育成支援事業補助金120万円を計上しております。

消防費でございますが、非常備消防費について30万円を増額するもので、水抜地区における消火栓の修繕料103万4,000円を計上しております。

教育費につきましては、合計で996万7,000円を計上するものであります。田沼文蔵記念館管理費におきましては、空調設備の工事請負費407万6,000円を計上しております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整しております。

議案第6号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,582万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入では、本算定による国民健康保険税の増額、歳出では、国民健康保険事業費納付金の増額及び職員の人事異動に伴う予算の整理を行うものであります。

議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ126万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,715万9,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、介護認定審査会のシステム改修事業に係る財源内訳の補正及び職員の人事異動に伴う予算の整理を行うものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長からご説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は6月17日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、これで本日の日程は全部終了でございますが、ここで私から一言皆様に申し上げます。令和6年度3月会議の最終日、散会前に、山名田久美子議員から、大竹浩治議員の令和7年2月7日開催の令和6年度2月第1回会議における欠席事由等について、議員として問題があるため、今後改めて議会全員協議会等で協議の場を早急に設けるよう要望が出され、私、議長が了承し、散会いたしました。このような指摘を受けることになり、議長としての責任を感じるところでございます。その後、先月、5月20日に議会全員協議会を開催し、今回の件について、議員全員で議員の倫理について協議いたしました。私たち議員は、下郷町議会政治倫理条例にもあるように、町民全体の代表者として、また町民全体の奉仕者として、議会に対する町民の信頼を確保しなければなりません。今後は、議員一人一人が政治倫理をわきまえ、町議会が一体となって、町民の皆様の信託に応え、振興、発展に尽くしていく所存でありますので、議員各位の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の発言といたします。よろしく願いいたします。

また、ここで、7番、大竹浩治君より発言を求められておりますので、これを許可します。

7番、大竹浩治君、登壇願います。

○7番（大竹浩治君） 7番、大竹浩治です。5月20日議会全員協議会におきまして指摘を受けましたことについて、真摯に受け止め、議員の皆様に対しまして衷心より陳謝いたします。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（湯田健二君） 本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会6月会議会議録第2号

招 集 年 月 日	令和7年6月16日			
本会議の日程	令和7年6月16日から6月20日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年6月17日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年6月17日 午後 0時30分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	7 番	大 竹 浩 治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税 務 課 長	大 竹 浩 二	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	玉 川 清 美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	会 計 管 理 者	室 井 俊 之
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 7 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 2 号）

期日：令和 7 年 6 月 1 7 日（火）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 9番、星邦一、通告どおり一般質問をいたします。

農家への支援体制について。昨年の夏頃から市場において米不足が問題となり、これを受けて令和6年度産の米価が大きく上昇し、水稻農家にとっては大変喜ばしい結果となりました。しかしながら、今年は早々に米不足が生じ、市場価格は大幅に跳ね上がり、スーパーなどでは5キロ当たり4,000円を上回る価格になっていることから、政府は備蓄米放出により米の価格下落対策に乗り出しました。この状況は、農家から出荷された価格の2倍以上になっており、仲卸業者などが大きな利益を得ているのではと感じているところでありますが、農家にとっては、令和6年度産出荷時の価格が数年前に戻り、大きな利益ではなく、安心して経営できる程度になったにすぎません。一方で、当町は零細農家が多く、現在の米の価格であっても、様々な支援がないとまだまだ経営困難な農家が大半であります。

当町は、農業と観光の町として、日本の食料安定供給を支える農家に対して、町長を会長とした農業関係者によって構成された町農業再生協議会を通じて様々な支援に取り組まれておりますが、この農業再生協議会の総会が先月5月末にようやく開催され、6月に入り支援体制が確保されたようです。

また、2月から3月にかけて農林課職員が各地区の農家と農政座談会を開いておりましたが、この段階では町議会や農業再生協議会の総会で決定していないことから、令和6年度の支援内容説明はありましたが、令和7年度の内容は示されませんでした。

3月から5月にかけての時期は、米、野菜の準備、そして耕作開始となる重要な時期ですが、各農家はこの支援内容が分からないままスタートしなければならない状況であり、農家にとっては、新たに開始される支援や廃止される支援などが分からずに不安を感じております。

そこで、農業再生協議会における新年度の事業計画及び予算は、町議会議決後速やかに総会を開催し、切れ目ない支援体制を確保するとともに、各農家への周知を行うことが必要であると思われますが、町長として、そして農業再生協議会の会長としてのお考えをお尋ねします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、9番、星邦一議員のご質問にお答えする前に、2月から3月にかけて農政座談会で令和7年度の内容の説明が不十分であったということについておわびを申し上げます。

それでは、農家への支援体制について、星邦一議員のご質問にお答えします。1点目の農家への支援体制でございますが、下郷町農業再生協議会は、町内農家の経営安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興、地域農業の振興、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手育成、確保等に資することを目的としており、今ほど述べた目的の下で、様々なメニューにより補助事業を展開してまいりました。

また、各集落での農政座談会は令和7年2月25日から3月7日にかけて開催しておりますので、その際に協議会の補助事業についても説明したところでありますが、内容としては、令和6年度事業を中心に説明し、新年度事業については、当初予算可決前であることや下郷町農業再生協議会の総会前であったことから、令和6年度事業に対しての変更点と、新規事業や事業採択要件の緩和、廃止事業の概要に関して、令和6年度事業概要書を用いて説明しております。

また、ご指摘のとおり3月から5月の時期は農作業の準備や作付の重要な時期であり、営農支援のためにも迅速な情報提供が重要だと考えております。現在のところ、再生協議会の出納整理期間は翌年度の5月31日までとなっていることから、その期間中は総会に向けて決算内容の整理を行い、そのため総会は5月に開催する流れとなつてまいります。総会後は速やかに農家の方へ事業の周知をするよう考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。また、農政座談会においても極力詳細な内容を説明して努めてまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 再質問いたしますが、その前に、一問一答方式ですので、町長さん、質問に対して簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは、再質問いたします。今回私がこのような質問をしたというのは、前々回の議会、12月会議での一般質問でネギの特産化ということで肥料高騰への支援について質問した際、町長はネギを高収益化作物として織り込むと。同時に、高収益化計画の作成も進めているので、この計画に基づき、町の特産品としてふさわしい支援を検討していくという答弁をされました。あれから半年が経過し、高収益化計画が作成されたものと思いますが、町内農家の方は誰もこの計画というのはどのようなことなのか分かっておりません。座談会でもそういった話もありませんでした。農業再生協議会が終わらないと示せないものなのか、それとこの高収益化計画とはどのような計画なのかお尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問にお答えしたいと思います、農業再生協議会のビジョン、これは地域の作物作付現状、地域が抱える課題、これが1点。要するに下郷町は多量多品目が特色ある農業なのです。それから、2点目のビジョンは、高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等によって収益強化に向けた産地としていくということが2つ目のビジョンで、これは適地適作の推進、そして農林事務所との連携した推進、それから町独自の事業による推進ということの意味だと思います。それから、3点目、農地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組の方針、目標、これが3点目。それから、作物ごとの取組の方針、これは主食用米だとか、備蓄米だとか、非食用米だとか、大麦、大豆、様々なものが再生協議会には名前が挙がっています。それから、作物ごとの作付予定面積ということも含まれております。このような町の再生協議会の強化ビジョンとしてうたっているわけですが、昨年の12月の質問のことについては、確かに私は町の特産品としてネギを上げるように申し上げました。7年度の当初予算には再生協議会として予算を計上しております。それを再生協議会の総会で議決いたしましたので、このようなことが、内容が遅れてしまいましたけれども、ぜひ農家の皆さんに周知徹底をすべき対策を取っていきますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 多分農業再生協議会では今年度の事業や予算というのは決定していると思います。ネギの生産への支援について農林課の職員に聞きますと、今年度からネギの生産者には販売量に応じて補助がある、ほとんどの農家があるのではないかなということなのですが、ほとんどの農家の方はまだ知っておりません。ましてや今頃はネギの植付けがもう最盛期、終わるようになっております。そのネギに関する支援の周知を図っていないで農家の方がネギを大量に生産するかということは、今の状態では多分不可能だと思います。ですので、町長12月の質問の際に私の意見を受けて、やりますと、職員にも指導していきますということを熱く答弁されたと思いますが、その状況について、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員の質問にお答えしますが、農業再生協議会の作物の一つ、取組方針というか、作物ごとの作付面積等については、ネギは令和5年からの再生協議会のビジョンの中に入っているのです。それを7年度に特産品、高収入として上げて、補助金も助成金も出しますよというのが令和7年。これはご理解願いたいと思いますし、やはり座談会に行った場合はその中身を、予算の金額までも示さなくても、中身だけは説明すべきだと私は思いますので、その辺がちょっと手落ちだったのかなと、こう思います。あくまでもビジョンは、5年、6年、7年は中身は同じです。ですから、そういうことを踏まえながら座談会に臨んでいくことをこれから指導してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 今のネギのことなのですが、私、そば粉を、そばの粉を卸しに大内宿にしょっちゅう行っているのですが、その大内宿の食堂の方々と話す機会があります。町で3月に大内の食堂関係者に対してネギ生産者への支援に関する説明が行われたと聞きました。まずは農家の方に説明をして、そこから食堂さんに説明するのが順番だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） これ農業再生協議会の農政座談会で申し上げた内容かどうか、私はここで確認しておりませんが、やはりそれは農林課で説明した人もそのことを踏まえながら十分に、農政座談会の順番分かりませんよ、私。大内が先だか、落合が後か分かりませんが、いずれにしてもそういうことを言ったということについては、ネギについて説明しなければならないという感じをしているはずで、職員も。ですから、そこは順番が逆だとしても理解していただかないと。予算の前ですから、決定の前ですから、それはなかなかできないと思います。2月期間は、当初予算の査定期間なのです。3月の月上旬に議会があるとすれば、それはあくまでも仮定の話であって、皆さんの議決を得られなければ補助金もらえないのです。ですから、そこは押さえた形で職員が説明したと思いますけれども、順序が先であっても後であっても、議会が先ですから、それは了解してもらわないと困る。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） どちらにせよ、農家のほうを最優先で、農家を盛り上げてもらって、12月の答弁にも町長さんが言った熱く農家を盛り上げてもらうというのが最優先だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

ネギはこの辺で終わって、次に水稻についてお伺いします。今年度の水稻耕作面積はどの程度になっているか、また前年度からの増減はどのぐらいになっているか教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） これは専門的な話で、これ数字はここに上がっていますけれども、農林課長に答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの質問にお答えします。

今年の作付面積ですが、約320ヘクタールです。昨年度の作付面積が309ヘクタールです。約11ヘクタールの増ということになります。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 昨年度よりは増えたということですね。これは多分、米が高くなったということで、多分作付面積を増やしたのかなということだと思います。

当町の水稲農家というのは、やはり小規模経営が大多数であります。水稻苗のほうも

やはりＪＡさんに注文する方がほとんどです。ＪＡの水稻苗作り、これはこの役場の後ろの隣にある農地を利用して大規模に行われていますが、会津管内17市町村でＪＡが水稻苗を作っていると、幾つあるか、町長、ご存じでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 農林課長に答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 大変申し訳ございません。今資料を持ち合わせてございません。各ＪＡさん聞き取り調査していませんので、申し訳ございません。

○議長（湯田健二君） ９番、星邦一君。

○９番（星邦一君） いきなり質問したから、大変なことだなと思いますが、会津管内17市町村でＪＡが苗作りやっているというのは下郷町と只見町しかないのです。というのは、それだけ下郷町、只見町というのは小規模の経営が多いということなのです。ＪＡに苗を頼むというのは、田植終わって7月下旬から8月にもう来年の苗を注文しなければいけない。ということは、来年幾ら作るかというのは、田植終わった時点でもう来年の計画を立てなければいけないのです。これは、2月の町の座談会開いて国や県からの生産調整、数量調整ですか、これを減らせといってもすぐには減らせない。増やせといってもなかなか増やせない。しかも、次年度事業について、議会が、総会が終わらないと言えないといった状況の中で、座談会が本当に農家のための座談会なのかなと私は思いましたが、町長、どう思いますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問は非常にこれからの農業にとって大切なことだと思いますけれども、要するに農業再生協議会の構成というのは、農業委員会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、これ土地改良、下郷はちょっと解散しました。それから、農業改良普及センターなど、地域の農業に関わる様々な関係者で構成していると。ですから、役員会を総会の前にやっていますから、そのときに詳しくやっぱりその対策を打つべきなの。そこで、役員会でその構成者の、構成団体代表者だとか農業の代表者、そういう人たちが、農業者の代表も入っているのです。ですから、そういうことをスムーズにいくように話し合っていくことがこれからの農業を振興させていく上では大切なことだから、ご理解いただかないと、これ農業者の団体が入っていなければ、これは確かにそう言われても仕方がないけれども、これは再生協議会の役員会をやって、そして座談会もやりますよと、総会もやりますよという順序を踏まえてやっているわけですから、これはこれからもそのようにやっていくつもりです。

○議長（湯田健二君） ９番、星邦一君。

○９番（星邦一君） 再三町長が言っています再生協議会の出納閉鎖というのが5月末にあるために総会の開催が遅れるということでした。町と同じように5月までを出納閉鎖期

間としているのです。それまでは決算できないということは理解できます。そうであれば、町が行っている方式と同様に、議会が終わったら速やかに、3月末もしくは4月上旬に新年度の計画の承認を得る総会、これを行って、5月末には出納閉鎖後の決算の総会というのを開催すれば切れ目ない支援が行われるのではないかなと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まさしくそのとおりだと思います。しかし、実際の農作物を作っている人たちは3月ぎりぎりいっぱいまで出さないのです。年度越しに出す場合もある。ですから、出納閉鎖が5月31日だとすれば、それは支出していくのです。だから、そこはやっぱりお互いに考えていかないと、いや、それだからもっと早くやりなさいというのではなくて、生産者がそのように考えていかないと成り立っていかないと、今のことについては。だから、それは認めますよというのが会計年度の5月31日までに持込みしてもいいよということなので、これはあくまで言うと、農家の皆さん、生産者の皆さんによくしているのだ、これで。そうでないと、では3月31日出さないから、くれませんといったら、これ大変なことになるのです、逆に。ですから、それはいいことなのだ、会計年度を2か月延ばすということ。しかし、やはり3月31日までぜひ出してくださいよということが我々の願いなのです。出納閉鎖まで持ち込むことないのです。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 当町は、農業と観光の町であります。私は議員になってまだ1年ちょっとであります。これまでの間、農業、農家への支援策を提言し、町長はやりますといった答弁や前向きな答弁はされました。でも、ほぼ進展の、多少は進展ありますが、町の農業は衰退の方向に行っています。今回の質問である農家への支援体制ですが、今年度私たちが議決した予算、そして農業再生協議会の総会で決定した事業、予算を速やかに地域住民に周知を図って、そしてその周知で、もしかして周知不足によって予算が余ってしまったということのないように積極的な支援を行うことを、町長、約束してください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今の質問についてですが、ここに農業再生協議会の事業概要23項目ある。国あるいは県、町、この23項目を確実にやっていただくというのが私の予算措置をした中身でございます。ですから、ぜひ頑張ってください、余すことのないように使っていただければと、こう思いますけれども、現実的には余っているのです。実際は。私は、農業再生協議会については、十分な予算は措置をしているつもりです。ですから、それに負けないでやっていただくというのが私の考え。ただ余して繰り越して、一般会計に戻すなんていうことのないように、星邦一議員もひとつ協力していただいて、皆さんにお願いしたい。逆に私がお願いしたいと。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今の町長が言ったとおり、本当に熱くもう盛り上げないと駄目だと思います。ただ、町長、私、町民のほうからちょっと聞いたことあるのですが、今の町議会というのは議員のレベルが低いと、楽でしょうがないと、仕方ないといったことを町民が私に言ってきたのです。それを聞いた私は、そう言われないように日々勉強し、努力していかなければならないと思ったところでありますが、二元代表制の一片を担う議会にやはりこうやって町長が答弁をし、それに対して一般質問の答弁の重みを本当に感じてください、町長。どうですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 私は、常に議会对応については真剣に、こうして一問一答になったからには、どうしてもその人に納得してもらうような内容にもなりますし、やはり議会は生き物です。いつどういう転び方をするか分からないし、それは大切なことなのです。私は大切に思っていますから、今後ともそういう対応をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それでは、農家への支援体制についてはこれで終わりにして、2問目、人口対策について、2問目、移らせていただきます。

人口問題は、首都圏への一極集中、そして全国の各地方は人口減少、少子高齢化が進んでおり、当町も例外ではなく、既に子供がいない集落があるなど、決して活力ある町とは言える状況ではないと思われます。そのような中、第7次総合計画がスタートし、その計画において5年後の定住人口は4,200人を維持していく目標が掲げられました。この総合計画を策定するに当たり事前に行ったアンケートでは、若い世代のほとんどが将来は下郷町に住み続けたいと思わないといった回答がほとんどであった状況を考えると、将来の定住人口は目標の維持どころか3,000人台前半まで落ち込むことが想定され、しかもそのほとんどが高齢者となるおそれがあります。

人口を維持、増加させ、そして安定させていくためには、若い年齢層を県内外の他市町村から呼び寄せる、言わば取り合いとなってしまうという報道記事を見ました。また、そのような中で成功を収めているという自治体のほとんどは、首長が思い切った戦略を打ち出し、その戦略に職員が同調し、活気に満ちあふれているとありました。この記事を見て、確かに当町は思い切った戦略もないし、役場の中も職員の一生懸命さは感じますが、活気に満ちあふれているとは言い難いと思われました。

人口対策は一朝一夕で解決できる問題ではなく、また一つの施策でどうにかなるものでもありません。しかしながら、総合計画で示す5年という期間はあっという間でありますので、計画初年度の今年から動き出さないと計画達成は不可能であると思われます。そのような中、町長は人口4,200人維持を本当に可能と考えているのかどうか伺いたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、人口対策について答弁をいたします。

2点目の人口対策でございますが、令和6年度3月会議で議決いただきました第7次総合計画は、「魅力あふれる未来へつなぐまち下郷」を将来像に、5年後の定住人口4,200人を主要の目標として設定したところでございます。これは、令和5年12月に厚生労働省施設等の機関、国立社会保障・人口問題研究所が公表しました令和12年の推計値で本町の人口は約4,100人まで減少すると予想されておりますことから、それを上回る4,200人の維持を目標値としたものでございます。

しかしながら、コロナ禍が収束した以降、産業競争力や労働条件の面から首都圏の人口吸収力が高まる中、少子化も国の見通しを上回るスピードで進行することが予想されているため、多くの地方自治体、特に本町のような小規模自治体にとっては推計値よりも厳しい情勢になっていくことが見込まれております。国勢調査以降の人口を推計します福島県現住人口調査におきましても、本町の人口は令和7年5月1日現在で4,503人という結果が出ており、大変厳しい状況にあると認識をしております。

また、第7次総合計画の作成に当たり実施しました住民アンケート調査では、「あなたは今後も下郷町に住みたいと思いますか」との設問に対して、50.6%の方から「住みたい」という回答が得られました。第6次総合計画策定時の住民アンケートでは「住みたい」という回答が39.9%でございますので、第6次総合計画に基づくまちづくりを進めた結果、一定程度の効果が得られたものと感じております。一方で、同じ設問を年代別に分析しますと、議員おただしのとおり、若い年代になるにつれ「住みたい」と回答した割合が減少する傾向にあり、若い年代に対する取組の重要性を再認識したところであります。

人口減少対策は、国全体の人口が減少していく中で一朝一夕に解決できるものではありません。これまで以上に国を挙げた少子化対策や東京一極集中是正の取組、地方の実情に合わせた行政サービスを担えるような財政的な支援を国に対して要望していくとともに、町議会議員の皆様や町民の皆様のご意見を参考にしたまちづくりを進め、下郷町に生まれてよかった、住んでよかったと幸せを実感できるような町が実現できれば、定住人口4,200人の維持は十分可能だと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ただいまの答弁でしたが、アンケートの結果、「住みたい」と答えた方が第6次総合計画策定のときは39.9%。今回は50.6%になったから、一定の効果が得られたということでしたが、第6次総合計画のときのアンケートの回答者、10代が3.4%、60代が13.6%、それ以外、20代、30代、40代、50代と、割合はそれぞれ20%前後でした。第7次総合計画のアンケートの回答者ですか、それは50代、60代、70代が7割を超える割合になっております。3月会議の際にも言いましたが、高齢の方が住みたいというのは、今さら他の市町村に引っ越すというのは現実的ではない、そういう状況を考えると当然の結果であり、前回と今回で一定の効果は得られたというのはどうか

と思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 確かに、私もここに第6次と第7次のアンケート調査の結果を持っています。これを見れば、当然そういうパーセントが出てくるというのは当たり前のことで、ただアンケートは対象人数は変わっていないと思うのですが、回答人数は多かったということは、関心はあるのかなという感じはしますし、アンケートで30%を超えるということは、非常にアンケート調査する結果においてはすばらしい町だなということを考えてよろしいかと思う。これ30%以下なんていうところあるのですから。回答しないという人。ですから、ここはまだまだ町に対しての関心が高いのかなと。ただ、若い10代、20代、特に10代は義務教育課程の人も入っているわけですから、その辺は何らかの考慮をしないと、ただ都会を考えている人と、あるいは地元に残って暮らしたいということもあるので、ただそこでは数字で評価するというのは、私はちょっと考えるべき数字ではないかと思っていますけれども、いずれにしても5次のアンケートの中で住み続けたいという数字と7次の住み続けたい数字は、10代においては約10%差があって、7次のほうが多いのです、住み続けたいという数字のパーセント。これここに出ていますから、間違いありません。ですから、これからどのように町の人口対策をしていくかという、1回目の地方創生では、あくまでも行政に投げっぱなしの地方創生をやりたい。今度は地方創生2.0で2回目です。石破さんの内閣。2回目では、やっぱりその反省をして、各自治体も反省をしながらそれをやっていくということも大切なので、要するに国で反省をしているのは、ステークホルダーという要は企業プロジェクト、こういうものがなかった。なかったから推進していかないというのが国の反省なのです。我々町もそうであると思います。やっぱり地方創生を考えて、ひと・まち・しごと、これやってきたのですが、その結果を重点事業に出して町を振興させてきたのです。ですから、やり方には間違いなかったのだけれども、やはりどうしても一極集中、あるいは若い人が都会に行ってしまうということには、これ歯止めがかからない。だから、人口減少になる。ですから、今後これから、閣議決定したのが6月13日なのです、地方創生2.0というのは。だから、それを踏まえてやるのも一つの方策だけれども、地方創生の1回目のことを反省して、町でも先取り、ステークホルダー企業プロジェクト、その影響、活動が影響あるものとして、やっぱりそういう組織を先取りしてやっていくということが私の考えでございますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと、こう思います。これが重要です。これを先取りしてプロジェクトをつくって、そして進めていくということが4,200人を維持する一つの目安の事業になるかと思っていますので、よろしくご協力願います。

○議長（湯田健二君） 残り4分余りとなりました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

星邦一君。

○9番（星邦一君） 人口減少対策というのは一朝一夕では解決できない。ましてや町長一

人が頑張っても難しいのは百も承知でございます。職員も一緒になって取り組む、それでも成果が出ない、限らない問題でございます。これ今回が人口減少対策、町の振興、再興に行っていくのであれば職員の力は非常に重要である。この町長の手足となる職員が次から次へと町外へ転出しているようですが、そのほとんどの職員が家を建てた。下郷町に戻ってくることはないと思います。また、定年退職後に転出した方も何人もおられます。今の町の現状や配偶者の勤め先、子育てのことなどを考えると責めることもできないと思いますが、今現在、町外に移住する町の職員というのは何人おられますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 最後ですよ、議長さん、これ。4分ですから。

（「町長、もう1問あるんで、簡潔にお願いします」の声あり）

○町長（星學君） 完璧に。

（「簡単に」の声あり）

○町長（星學君） いや、数字を言わなければならない。16名。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。16名。多分役場職員というのは90名いるかわからないかと私は思います。その中の19名。

（「16名」の声あり）

○9番（星邦一君） 16名。16名というのは、町外転出、こういう実態、事実というのは、町長、どう受け止めますか。簡潔に。もう1本あるので、早めをお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

星學君。

○町長（星學君） そんなに簡単に説明する問題ではないのです、これは。そうでしょう。簡潔に質問するなんてできないでしょう、それを。職員のところそんなの言ったらパワハラって言われますよ、私。そういうことのないようにやっぱり答弁しなければならない。やっぱりそういうことはそれでまた力を出してもらおうという人もいるかも分からない。だから、それはそれとして受け止めないと、これやっていけないです、どこの町村、自治体でも。これは間違いなくいるのですから、どこの自治体。ですから、そこはちゃんと分けて考えないと町の振興にはつながっていかない。それを駄目だということにはならない。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。いろいろ事情もありますでしょうから、この辺にしますが、あと1分半、1分ちょっとなので、最初の答弁で、議会議員や町民の意見を参考にしてまちづくりを進め、幸せを実感できるような町が実現できれば人口維持が可能という答弁でありましたが、そもそもまちづくりの根本というのは町長のリーダーシップや町執行機関としての企画、提案ではないかと私は思うのです。議会議員や町民に丸投げして、積極性が全く感じられない。人口維持はこれからまちづくりにとって非常に重要な問題ですので、本当にそれでいいのか、最後に質問して終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

星學君。

○町長（星學君） いや、そういう評価を受けたとしても、私はそんなことはやっていません。町のためにしっかりやっています。これから45分聞っても大丈夫です。やりますか。そんなこと言われる筋合いがないのだ、俺。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子、通告書に基づき一般質問いたします。

1問目、町における虐待の対応について。令和6年度12月会議における一般質問で社会福祉法人南陽会で発生した虐待について質問し、その後、年度末に法人代表や施設長が替わったとの情報がありました。これで解決したのかどうかは分かりませんが、事件発覚から約半年が経過した中での対処のようです。

前の一般質問による答弁でもありましたが、町は、虐待の情報があつた際、被害者ではなく加害者へ連絡を行っていたことがこの遅れの一番の要因ではなかったかと思われます。そこで、今回、町の虐待対応の体制についてお伺いいたします。虐待には、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、女性への虐待など多様にあります。虐待の相談や情報が寄せられた場合どのような対応をしていくのか、またその体制は確保されているのかについてお示し願います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の町における虐待の対応についてでございますが、町の虐待対応の体制につきましては、高齢者であれば高齢者虐待防止法、障害者であれば障害者虐待防止法、子供であれば児童虐待防止法において市町村の役割が規定されており、それに沿った形で対応することとなっております。基本的に市町村では虐待の防止、早期発見、迅速な対応等が求められ、関係機関との協力、連携が重要とされております。

本町においては、住民にとって最も身近な相談窓口として、保健師や社会福祉士といった専門職が配置される健康福祉課が窓口となり、各虐待対応に当たっております。その対応窓口の詳細につきましては、障害者、女性虐待案件が町に寄せられた場合の相談窓口は健康福祉課、高齢者につきましては地域包括支援センター、児童虐待につきましては要保護児童対策地域協議会、健康福祉課、教育委員会、保育所、児童相談所の関係機関により組織して対応することとなっております。町では、情報収集を行い、訪問や立入調査について事実確認を行い、緊急性の判断を行っております。そして、措置入所等の介護サービスの利用、成年後見人の利用、状況に応じての一時保護などの対策を講じることとされております。

いずれにしても、相談を受けた際には、虐待を受けているとされる方々の身の安全を

確認することが最優先事項であります。関係者等への立入調査に対して非協力的な場合もあり、そのような場合には事実確認に時間を要し、苦慮する場合もございます。当然ながら対応に当たる職員の資質向上も重要でありますので、県等が実施する虐待対応研修の受講などを計画的に進め、対応力向上を図りつつ、関係機関との協力連携体制の強化に努めてまいります。

今後も住民の安全、安心を守っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 答弁ありがとうございました。

まず、今の答弁の中で、保健師、それから社会福祉士といった専門職が窓口になるということでしたけれども、これら今ご説明あった対応というのは、庁内ではいつからやられていたことなののでしょうか。最近ではないですね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） これは担当課長に説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 今ほど10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課の中には、保健師、社会福祉士、専門の職員が配置されてございます。こちらの地域包括支援センターといいますのは従来から設置されているものでありまして、町民もしくは民生委員、周りの関係者の方からのご相談を一手にお聞きするような窓口となっております。そこからいろんな関係場所のほうに連絡を行いながら、いろんな相談案件に対応している組織となっております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。今いろいろと分かれていて、例えば地域包括支援センター、ではここはどこにあって、どうやって相談したらいいのというのを我々住民って意外と知らないのではないかと思いますのです。具体的には、何かあれば、では健康福祉課行くかというような感じになるかと思うのですが、そう言って窓口の健康福祉課に行ったとして、それを振り分けるといえるのか、ではここへ行って相談してくださいというのは丁寧に健康福祉課のほうでは説明していただけているのかなというのはどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 今ほどのご質問でございますが、健康福祉課のほうだけではなく、湯野上のほうには社会福祉協議会さんのほうも相談窓口として、ご高齢の方や地域の方のご相談を承っております。そして、制度自体での中身としまして、健康福祉課のほうの障害でしたり、高齢者でしたり、もしくは児童のほうの制度におつなぎして支援をするという流れになっております。周知のほうに関しましては、なかなか、ご高

齢の方を相手にいたしますので、区別されると難しいという声はございますが、一気に健康福祉課のほうの保健師もしくは健康福祉係のほうでご相談のほうは承っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） いわゆるこういったときに、虐待を受けているとされる方々のやっぱり身の安全を守ることが最優先事項であるという答弁になっております。12月会議のときに私が一般質問した際に、町の答弁は、課長が真っ先に加害者のほう、南陽会のほうに連絡を取って確認したというのがやはりそもそもの間違いではなかったのか、私は今でもそう思っております。結局、そのときには、もうそういったことは決着しているよという南陽会の回答があって、利用者からの聞き取りというのは、一般質問を行うことで問題が発覚した後の2か月後なのです。やはりこれは順番が間違っていたのではないかと。やはりこの際、このような体制、いわゆる相談窓口があるのだよということがあって健康福祉課のほうに職員が相談に行っているわけですよね。そうすれば、やはりこれをきちんとマニュアルどおりにやっていれば前回のようなことはなかったのではないかというふうに思っておりますが、これは町として間違いがあったということを認められますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 以前、12月会議での虐待案件につきまして、ちょっと時系列ではございますが、令和6年度10月24日の日に法人さんのほうから当町のほうにご相談を受けたのが第一報でございます。実質、利用者等のほうから声が上げられたといいますのは、8月下旬から9月にかけて多く手紙等で施設のほうには通告があったというお話は聞いております。直接町のほうに相談を受けてからの対応といたしましては、施設長からご相談を受けましたので、長との聞き取りのみならず、利用者の聞き取りも数多く実施しております。最終的に12月等に事業所の利用者、意思疎通が図れる方々に実際調査させていただきました結果を町としましては県のほうに情報共有としまして報告書を提出したところでございます。それを受けまして、法人さんに対しましては改善結果報告書の提出を町のほうとして求めております。その後、法人さんのほうから第三者委員会を開催したというご報告がございまして、身体的な虐待等は立証は難しいが、精神的虐待があったことは認めざるを得ないというご報告のほうはいただいております。町としましても、このような対応に関しましては、第一報の窓口を受けたらば、すぐに対応できるような組織づくりを心がけて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今課長が説明した内容とかぶるかもしれませんが、昨年の10月24日に事業者と施設の方を含めて4名で町に相談に来ました。そして、それに基づいて調べ

てみたら、8月末日頃にそういうお話があったと。ですから、約50日、2か月かかる、2か月ないですけれども、そういうことで窓口に来たということですから、それから対応しているわけです。まずはやはり、匿名であったかもしれない内容だか分からないし、窓口に来た方は実際に虐待を受けた、あるいは虐待を受けた方々の施設の方々だかも分からないけれども、いずれにしても町に来たのは発生した時期よりも2か月間は、約五十何日間は遅れているということですから、ただいま課長が説明したとおり、今後はそうしたことのないように対応すると。しかし、匿名で来たものは、やっぱり施設の中で一応まず調べるということをしないと分かりません。匿名ですと。ですから、今回は、10月24日は事業者と、それから施設の方が来たから、はっきりと分かったということだと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 流れ的にはそうなのかもしれません。それは12月の私も一般質問をし、あれこれ答弁いただき、質問もいたしました。ただ、やはりそこで順番があるかと思った点が、加害者であるほうをなぜ先に聞いたかです。やはりそこというのは、安全を守る、虐待を受けている人の身の安全を守ることを最優先ということを町は答弁されているのです。だけれども、前回のは全くそれが真逆だったのです。だから、そういったことのないように、相談された方、相談しに来た方、やはりそちらのほうからきちんと話を聞く体制を取る必要があるのではないかなということを私は申し上げているのであって、やはり当事者である、加害者であるほうを先に話を聞くというのは間違いないのではないかな。その辺をどう思われているのかということが1点です。この後、いわゆる施設の利用者あるいは虐待された方々、そういったところと保護者に町のほうとしては謝罪とか何かはされたのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 虐待案件に関しまして、まず在宅内での虐待と今回みたいなような施設での虐待に対しましては、施設ですと、実際に利用者の方と、サービスを提供されて、もしくは加害されたと見込まれる方、そして施設の管理者という形であるかと思うのですが、今回施設内での虐待という案件でございましたので、まず施設の中からの聞き取りを優先していただくという方向でお願いしたところでございます。町のほうに4月にお見えになったときの相談内容としましては、法人内での虐待案件の調査をした結果も踏まえて町に報告を得たというものになっておりますので、そこから再度町は詳細な、利用者だったり、施設のサービス提供者に対しての聞き取り調査を進めていった経緯がございます。初動の遅れというふうなお話もございましたが、施設内で虐待案件に関しましては、どこまで町が介入するかとか、気づきの面でもなかなか難しい点がございますので、今後、町としましてもそういう案件が発生しないような形で定期的な施設等の訪問等も実施する予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 長々と、もう12月の一般質問と同じような流れでしかないので、これ以上言ってもあれなのかなと思いますが、最後に、本当に虐待はあってはならないのです。ただ、万が一虐待の情報があつた場合、やっぱり冒頭の答弁にあつたとおり虐待を受けているとされている方々の身の安全を守ることを優先とし、町が誰からでも頼られる存在になるよう進めていただくようお願いして、次の質問に移ります。よろしいですか。

○議長（湯田健二君） はい。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、2問目行きます。

中学校におけるいじめ問題について。小学生や中学生の間で起こるいじめは非常に深刻な問題であり、いじめに遭った児童や生徒は生涯忘れることはない思い出になっていると実際にいじめに遭った経験のある方から聞き、本当に心が痛みました。全国的に見ても、特にSNSによるいじめ問題が年々高度化し、深刻な問題となっていることや、被害者が命を絶つなどのニュースを拝見し、非常に難しい問題であると思われましたが、豊かな心を育むことを目指す町として、当町では絶対にあってはならず、根絶していかなければならない問題であると考えています。

当町でもこれまでいじめ問題は多々あったようであり、SNS関連のいじめもあると聞き及んでおります。そのため、学校や教育委員会の役割、体制は非常に重要であると思われませんが、次の点について伺います。

1点目、いじめ問題があつた際の対応、体制はどのようになっているのか伺います。

2点目、町内の中学校において、この10年間で発覚したいじめ問題は何件あつたのか。

3点目、そのうち、学校内でとどめた件数、教育委員会事務局内でとどめた件数、教育委員による定例会に報告した件数をお示しください。

4点目、これまで中学校においていじめの加害者となった生徒を高校入試の際に学校推薦を行ったケースは何件あつたのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

大きな2点目の中学校におけるいじめ問題についてでございますが、まず初めにいじめ問題があつた際の対応及び体制はどのようになっているかについてご説明をさせていただきます。平成25年度に施行されましたいじめ防止対策推進法を踏まえ、全ての小中学校において学校いじめ防止基本方針を策定してございます。ここには、いじめの定義や組織、未然防止、早期発見のための取組、いじめに対する措置、そして重大事案への対応などを盛り込むことになっております。学校では、当該生徒が苦痛を感じ、訴えがあつた場合には、その生徒から丁寧に聞き取りを行い、すぐに校内いじめ対策委員会を開いて対応策を協議しております。そして、情報共有の上、関わっている生徒からの聞

き取りも行い、再び校内いじめ対策委員会を開いて情報を整理し、共有し、今後の方向性について共通理解を図り、校長のリーダーシップの下、チームで各対応、いじめを受けた生徒への心のケアや関わっている生徒への指導、保護者への説明などに当たっております。

また、下郷中ではアンケート調査をこのところ年5回実施しております。学級及び学校全体のいじめの有無を把握し、未然防止、早期対応に努めております。そのため、重大事案の報告は、ここ10年間ございません。

なお、重大事案の報告があった際には、教育委員会では調査を行うための教育委員会いじめ問題調査委員会を設け、対応を協議することになっております。今のところ開催したことはございません。

次に、中学校において、この10年間で発覚したいじめ問題は何件あったかについてご説明をさせていただきます。学校では、当該生徒が苦痛を感じた場合には、積極的にいじめと認知して動き出します。しかし、一定の人間関係のある生徒が苦痛を感じた場合、全てをいじめとしているのではございませんので、いじめ対策委員会を踏まえた上で、学校がいじめと認知した件数のみをご報告させていただきたいと思います。テレビやネット、新聞報道で取り上げております児童生徒の問題行動、不登校等調査のデータは平成28年度からとなっております。それ以前の国の調査等はデータとして残っておりませんでした。申し訳ございません。その中で、下郷中のいじめの認知件数は、平成28年度ゼロ件でございます。平成29年度26件、令和元年度5件、令和2年度7件、令和3年度17件、令和4年度22件、令和5年度は8件、令和6年度は7件でございました。なお、平成30年につきましては、コロナで学校が休校、全国的にですね、そういうこともあったためかと思われますが、データがございませんでした。このような件数になっております。ただ、この件数は、学校内で解消されたということで、報告としては上がってございません。

続きまして、3つ目のご質問、学校内でとどめた件数及び教育委員会内でとどめた件数、教育委員会定例会に報告した件数についてでございますが、学校では、先ほども申し上げましたように、生徒が苦痛を感じた、いじめられた、例えば悪口を言われたと、そういうものも含めて、これを積極的にいじめという形で認知して動き出しております。丁寧な聞き取りを行い、校内いじめ対策委員会を組織して収束確認まで様々な対応を行っており、重大事案の場合には教育委員会へ報告することになっております。ただ、重大事案でない場合であっても、学校のほうからは、現在こういうことがありますということで情報の共有をいただいているところでございます。また、ラインでの悪口や物を隠したとか、そういう事案もありましたが、学校の対応により解決しております。幸いにも、先ほど申し上げましたとおり、下郷中学校におきましては重大事案は発生しておりません。また、学校から先ほどのように情報共有として上がった分につきましては、教育事務所のほうへも情報共有という形で連絡をし、また定例会においても教育委員の皆様にご報告を申し上げているところでございます。

続きまして、4つ目の質問、中学校において、いじめの加害者になった生徒を高校入

試の際に学校推薦を行ったケースは何件あったかについてでございます。ただ、今現在、県立高校についての入試制度は大分前に改革されまして、推薦入試というのは現在行っておりません。特色選抜、一般選抜、連携型選抜となっております、従来の学校長が推薦するという制度はございません。ただ、私立高校の一部では学校推薦、部活動などが主なかもしれませんが、そういうものがございます。ただ、推薦の有無にかかわらず、このいじめの加害者であったとかそういうことにつきましては、デリケートな問題でございますし、また個人が特定されるというようなことも考えられますので、誠に申し訳ございませんが、回答は控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

教育委員会としましては、常日頃から、いじめが発生しないよう、学校と連携を密にしながら支援することはもちろんでございますが、万が一発生した場合においては慎重に、また速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

1つ申し上げますが、先ほどの件数のところで、一気に件数が増えたところがございました。あのところは、国のほうでいじめという基準をかなり、ささいなことであつてもいじめだよということを国のほうから指導がありまして、全国的に調査をした結果、全国的にも認知件数が増えたという時期だったかと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 答弁ありがとうございました。

今ほど28年から令和6年までの件数を出していただきましたが、30年度についてはコロナとおっしゃったのですけれども、コロナだけのことなのでしょう。私が聞いたかったのは一番この辺の問題でもあったのですけれども、なぜか本当30年だけがぽこっと抜けているのです。ちょっと相談あった方もこの辺の年代なのです。やはりその辺がどうだったのかなというのがちょっと何か。お聞きいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 大変失礼いたしました。その後どうしてもないということで先ほど言いましたが、大変申し訳ございませんでした。平成30年度につきましては1件ございました。そして、その1件も校内のほうでの対応で解消したということでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 校内でとどめたという内容だったわけですね。ということは、校内でとどめた件数というのは、100%ということはないわけですね。とどめているのもあるわけですね。それは分かりましたけれども、まず校内いじめ防止基本法とか、いじめ問題調査委員会とか、体制が図られているというのは承知しておりますが、問題点は加害者生徒の保護者への周知、いわゆる連絡は行っているのかどうか。いじめられたほうは多分親御さんにも連絡行ったりするとは思いますが、加害者のほう、そ

それは本人だけではなく家族の親御さんのほうへ連絡というのは行っているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 先ほども申し上げましたように、被害者といいますか、いじめを受けたという生徒の訴えがありますと、当然その状況を丁寧に聞き取ります。それを受けて、加害者といいますか、その該当生徒についても聞き取りを必ず行っております。そして、お互いの聞き取った内容を先ほど申し上げましたいじめ対策委員会を校内で開き、その結果を基に、それぞれの保護者にも当然のことながらお伝えをして、そしてどのような指導をしていくかということまで検討し、子供たちに対しての指導を行い、いじめの解消につなげているということでございます。

また、山名田議員のほうから先ほども校内でとどめたという表現があるのですが、とどめるのではなくて、そういう事案があった場合には教育委員会のほうに、先ほど申し上げました情報共有ということで、現在こんなことがあって、こういう指導をしています、場合によっては相談というふうなことを受けるということでもあります。ただ、重大事案としての報告という形、これは当然教育事務所、県のほうまで行くものでございますが、それについては幸いなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 先ほどから重大事案とおっしゃるのですけれども、重大事案というのは、どれを指して重大事案というのかが私にはよく分からないのですけれども、やっぱりいじめを受けた被害者の方、それから保護者の方からちょっと直接お話は伺っているのですけれども、加害者生徒への指導は行ったけれども、保護者への連絡は行っていないケースがあるって聞いたのです。そのまま教育委員会の報告も行わず、抑えたのか、虚偽の報告をしたのかということは分かりませんが、その辺があったということはないのでしょうか。相談された親御さんたちがうそをついたということになるのでしょうか。実際受けていても、加害者の親には何の連絡も行かなかったというのは聞いているようなのです。だから、その辺というのはどうなのでしょう。教育委員会のほうで聞いているかどうか。お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問でございますが、教育委員会のほうとしましては、そういうところについては連絡は受けておりません。ただ、校内の中で先生方が努力されまして、加害者、被害者双方それぞれ、先ほど申し上げましたように、被害者に対してはしっかりとケアをし、加害者に対しては指導を施し、そして子供たちが学校生活をスムーズに行い、そして卒業していくというような体制で取り組んでいるということでございます。例えば片方の保護者に連絡した、していない、そこまでの報告というのはございません。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはりこういったことが皆さんで共有されなければ、幾らいじめをなくせとか、いじめをするなどいっても、これ本当に難しいですよ。やはり何でいじめが起きるのかという根本的なところから考えていかないときちんとした対応にはならないのではないかと。やはり最初の質問で、繰り返しになりますけれども、いじめを受けた被害者、これは幾らケアを受けたとしても、何年たっても忘れることはできないのです。トラウマを抱え、保護者もそのときの加害者生徒は内申書にはないのです。加害者であったということを内申書に書いて高校入試するわけではないですから、書かないです。でも、被害を受けた本人はやはりそういったことをしながら、もう大変な思いで過ごしているわけです。自分はこんなトラウマを抱えながら高校生活を送っているのに、片やのうのうと高校生活を送っていることに対してのやはり憤りをすごく感じているということです。そういうことがあったということは、これ事実ですから、やはりそういったところは教育委員会でもきちんと把握をした上で、きちんと対処を取ってほしいというふうに思っております。ですから、やはりこういったことを、監視体制というとまたおかしいかと思うのですけれども、やはり子供たちの声というのをきちんと聞いていただきたいということ、それからそういったことがあったときに、例えば重大事案というのは、皆さん想像するのは自分で自死、自分の命を絶つということ、それが実際なのか未遂なのか別としても、それが重大事案と思っていませんか。それだと報道もされるし、いろんなことに outcomes. こんなちっちゃな町でそんなこと起こったら本当大変ですよ。でも、それだけではないのです。自殺をするしないの問題ではなくて、心の奥にしまい込んでしまう子供たちがたくさんいるということ。そこを分かってやはりきちんとやっていかないと、このいじめというのはなかなかなくなります。やはりいじめをすることで自分がどういう立場になるのかということも教育していかないと、いじめをしたけれども、何の内申書にも載らないからいいよねというような考え方になったのでは、これ言語道断です。そういうことのないように、やはりもうちょっと子供のケアというものを考えていただきたいというふうに思います。やはりこういった心のケアをきちんとした形、カウンセラーを交えてきちんとやったかどうか、やった件数とかが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいま山名田議員からのご意見、ありがとうございます。まず1つは、今現在、下郷中学校でも、いじめということだけでなく、道徳教育という形で県の指定を受けながら、心の教育ということを進めております。小学校のほうでも道徳教育についてということで真剣に取り組んでいただいております。ですから、ここ5年度、6年度につきましては、いじめのほうにつきましても減少したなということで、先生方に感謝をしているところでございます。

また、先ほどのように情報を提供された場合にしっかりと対応していないのではないかなというご意見でございます。その辺につきましては、そういう場合には適切な

指導をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから……もう一つありましたよね。件数。

（「心のケア」の声あり）

○教育長（湯田嘉朗君） 大変失礼しました。スクールカウンセラーの件数ということですが、件数というよりも、スクールカウンセラーにつきましては、中学校のほうには定期的に来ていただきまして、それぞれの子供たちに対応してもらっております。また、中学校への配置されておりますスクールカウンセラーにつきましては、小学校のほうにも月1回は訪問していただくと。さらに、スクールソーシャルワーカーの配置をいただきまして、これは件数というよりも、常時スクールソーシャルワーカーの方が各校を訪問しながら、生徒、さらには家庭とのつながりを進めているというところでございます。具体的な件数というものは、ここではちょっと把握しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 残り4分となります。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはり本当に中学生というのは思春期真ただ中、一番傷つきやすい年代でもあるのです。これは、ここだけのいじめとか何かではなくて、これが大人になっていったときに、今はパワハラだ、何ハラだということではいっぱいいろいろなことがあります。そういった中で、やはり傷ついた人というのは本当に抜け出せないのです。若松にもこころの医療センターとかありますけれども、ああいったところで受診をされている方って結構多いのです。やはりそこまで心を傷つけられるというのが、これ中学校の時代から受けて、それがずっとトラウマで、自分が本当人と接触するのも嫌になるぐらいのところまで追い込まれるのです。やはりそういったことのないような学校生活を送れることを私は望みますので、やはりその辺はきちんと、なぜいじめが起きるのか、その辺をきちんと、生徒を育てるというか、教育をしていく上では一番大切なところだと思いますので、やはり上から目線ではなく、本当に子供と同等の立場で考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 大変失礼いたしました。先ほど重大事案というのは児童生徒が自殺をしたというようなときだけというようなお話がございましたが、重大事案というのは、1つは、今ほどの自殺というようなこともございますが、心身または財産に重大な被害が生じた場合ということで、暴力的な傷害を負ってしまったと、あるいは金品、多額のお金を要求されたとか、さらには精神的に参ってしまって、今ほどのように精神科への通院をしなければならない、あるいはいじめにより児童生徒が長期間学校に来れない状態が起きてしまったと、そういうような場合を重大な事案、事態というふうに捉えております。ただ、そういうことの起こらないように、これからも小中学校それぞれ連

携を図りながら、道德教育ということに力を入れてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時30分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時40分）

次に、7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 7番、大竹浩治です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。私からは、今多くの方が関心と注目をしています町長の任期についての1点でございます。

町長におかれましては、町長就任以来、町民と行政が一体となった協働によるまちづくりであったかと思います。「よりそう行政 挑戦する下郷」をスローガンに、子育て、観光・農業支援、高齢者福祉、生活環境の充実、安定した行政など5つの政策を掲げ、この間、少子高齢化、過疎化、人口減少という大きな課題に対応するため、第5次振興計画、第6次総合計画を策定し、本町の特性を生かした自立的、持続可能な町を創生する政策として、子宝祝金、学校給食費の無料全額補助、小中学校入学祝金、物産品等の観光資源の磨き上げの各種施策、農業担い手の育成支援、生産者へ物産館等の直売所等へ納品、売上げをしまった売上額に対しての5%フィードバックの還元、高齢者にはタクシー助成事業の拡充、高齢者宅の除雪補助など施策を実施し、また新型コロナ感染対策での感染防止、そして経済対策としましては飲食業へのご褒美ランチパックプランの半額補助、テークアウトの半額補助などの施策を実施し、町民の安全、安心に暮らせる住みやすい町として、「よりそう行政 挑戦する下郷」、「未来創生交流のまち 下郷」の実現に向け、積極的に各種施策に取り組んでこられました。また、現在進めている高規格道路、会津縦貫南道路下郷田島バイパスは整備の最中であり、本年から新たな第7次下郷町総合計画の推進に結びつけ、相乗効果が図られるものと期待されるところです。

また、このたびは、県の町村会長という要職にも就任されたことにより、国、県との太いパイプ役で今後の課題解決に取り組んで、手腕を発揮していただけると期待いたします。

そこで、間もなく3期目の任期が満了となりますが、9月の町長選挙の出馬、立候補についてのお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、大竹浩治議員のご質問にお答えします。

町長の任期についてでございますが、町長就任以来、「町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷」、「よりそう行政 挑戦する下郷」をスローガンに、町民と行

政が協働するまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。3期目におきましても、負担を減らす子育て・子供、観光・農業・企業積極的支援、助かる福祉サービス、住みよき追求の生活環境、安定した行政運営の5つをまちづくりの基本方針に掲げ、3年9か月余りが過ぎようとしております。

この間、本町においては、少子高齢化、過疎化、人口減少をはじめ、東日本大震災からの復興、風評被害の払拭、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大、さらにはコロナ禍からの社会変化など、地方自治体を取り巻く大きな課題に対応するため、第6次総合計画の着実な推進、そして第7次総合計画を策定してきたところであります。第7次総合計画では、このような時代の潮流や変化、課題を的確に捉え、新たな時代に対応したまちづくりや、町民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりのため、豊かな心を育む文化のまち（教育文化）、活力あるまち（活力創造）、健やかに暮らせるまち（健康福祉）、住み続けたいまち（生活環境）、みんなでつくるまち（協働推進）を基本目標として各種施策を進めていくこととしております。

また、これまで、結婚新生活支援事業、結婚祝金支給事業、2歳以上からの保育料無料化、子宝祝金の拡充、小中学校入学祝金の支給、学校給食費の無償化、高齢者タクシーの助成支援事業、高齢者助成支援事業など、子育て世代や高齢者の負担軽減を図ってまいりました。

また、農業、観光、企業を対象とした施策として、頑張る農業支援事業、農業機械等購入貸付制度、農の贈物支援事業、観光資源環境整備事業、ポイントカード事業、起業支援事業、アフターコロナや物価高騰に対応した経済対策など、さらには姫川団地8棟の公営住宅建替え工事、枝松、戸赤、新開、雑根、大沢地区の携帯電話不通話のエリアの解消など、各種施策を計画的に実施しながら、町民の皆様にとって安全、安心に暮らせる住みやすい町として、本町が全国に誇れるような、町民に寄り添う行政、そして総合計画で掲げた将来像の実現に向け、挑戦する下郷を常に念頭に置きながら、着実、丁寧に取り組んでまいりました。そのほか、国道289号南倉沢バイパス、会津縦貫南道路小沼崎バイパスの開通など、各種道路網の整備促進により、今後本町にとって各般にわたる相乗効果が図れるものと大いに期待されるところであります。

今後も様々な課題の対策を着実に継続して取り組んでいく必要があります、まちづくりの基本には、先人が築き上げ、愛し、守り育てた町の歴史や財産を受け継ぎ、新たな価値を加えながら、将来を担う子供たちのために、下郷町に新しい時代を築いていかなければなりません。そのためには、私は、様々な山積する課題について、今後も第7次総合計画などと整合性の取れた施策を的確に実施し、国、県との連携を密にしながら、継続してまちづくりを進めていくことが私の使命であると考えております。町民が安全、安心して暮らせる、そして下郷町に生まれてよかったと、住んでよかったと実感できるよう、今後ともかじ取り役として引き続き町政の重責を担っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） ご答弁ありがとうございます。ただいま町長より現在の町政への

熱い思い等をお聞きしまして、引き続き町政の重責を担っていきたいというお言葉を聞きまして、大変大きな期待を感じるところでございます。県の町村会長、そして南会津の町村会長に就任されたことにより、県と国との太いパイプ役を生かしまして今後取り組んでいただけると同時に、町のトップリーダーとしての手腕を発揮していただくことを祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ご答弁誠にありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（大竹浩治君） はい。

○議長（湯田健二君） これで7番、大竹浩治君の一般質問を終わります。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、一般質問をいたします。

1問目、ふるさと住民登録制度に向けた対策。現在、国では、仕事や趣味などで継続的に居住地以外の地域に関わる関係人口を増やすため、自治体がかこうした人をふるさと住民として登録する制度を創設し、10年で1,000万人を目指し、首都圏から地方へ転入する若者の比率を倍増させ、偏在解消を進められています。新たな総合計画においても目標としている関係人口増加や移住定住に対策を行っていく上で、より効果的なものと思われれます。当町は他市町村に比べ様々な資源が豊富ですので、いち早くこの制度を分析し、取りかかれば大きな成果が得られるものと考えます。今までのような近隣町村の動向を見るような姿勢ではなく、全国のモデルになるよう率先して取り組んでいくことを提言いたしますが、町長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目のふるさと住民登録制度に向けた対策についてでございますが、国では、地方創生を進めるため、今後10年の指針となる地方創生2.0の基本構想案が令和7年6月13日に閣議決定され、示されました。この地方創生2.0の基本的な考え方は、平成26年に開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の制定、政府機関、関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより全国各地で地方創生に向けた取組が行われ、様々な事例が生まれたことは大きな成果がありました。

一方、こうした好事例が次々に普遍化することなく、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったことが課題となっていることから、これまでの地方創生政策に進化をさせ、地方が持つ潜在的な力を最大限に引き出すための新たな取組とされております。

そして、地方創生2.0の実現に向けた取組として、関係人口に着目し、関係人口をふるさと住民として住所地以外の地域に継続的に関わる方法を登録することで関係人口の規模や地域との関連性などを可視化し、地域担い手の確保や地域経済の活性化などにつなげる仕組みづくりとして、ふるさと住民登録制度を創設し、10年間で1,000万人の登録を

目指すこととしております。この基本構想案は、人口規模が縮小しても、経済成長し、社会を機能させる適応策を講じると強調しており、ふるさと住民については、観光のリピーターやふるさと納税寄附者等の方がスマートフォンアプリを通じて申請、自治体が登録証を発行する仕組みを想定し、対象者にはイベントやボランティアの募集の情報や行政サービスの提供などを検討しているようでございます。

町といたしましても、ふるさと住民登録制度につきましては、東京一極集中の歯止めがかからない中、都市と地方を恒常的につなぐ制度だと考えており、議員のおただしのおとり本町には様々な資源がありますので、多くの方にぜひ本町の魅力を分かっていただき、興味を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思いますが、今後の国、そして県の制度設計や運用を注視しながら進めなければならないと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 何点か質問させていただきます。

今の答弁で国や県の制度設計や運用を注視しながら進めていくとありましたが、こちらを聞きますと取り組む姿勢がすごく消極的に感じました。そして、国ではもう68自治体では先行実施されている事例もあり、下郷町にはその公布というかは、お触れみたいのは来ていなかったのでしょうか。そして、その様子を見ていては他市町村から後れを取ってしまい、また今まで同様何もせず終わった日には絶望的だと感じました。町では関係人口、定住人口の増加を目指していると思いますので、早く取り組むことに損はないと思います。こういった事業に率先して取り組み、国の優良事例になるようにしていくことが下郷町を振興させていく上で重要であると考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。国が出しているふるさと住民登録制度の創設について、それから関係人口の取組事例、それから地方創生2.0基本構想の概要というものが示されておりますけれども、この示された内容について取り組むということになると、先ほど答弁を申し上げました。制度設計がなければ駄目だということを答弁しましたけれども、私は議員と同じく、やっぱりこの創生、検討中となっていますが、これ先取りしなくてはならないと私は思っている。ですから、先ほど人口減少の問題で9番議員にも申し上げましたけれども、1回目の地方創生、要するに1.0というふうに言っているのですが、地方創生はやっぱり国としても反省しているのです、これ。要するに、これ何の反省をしているかという、国でもこれ、ここに書いてある。反省の文では、人口減少を受け止めた上での対応の不足、若者や女性の流出要因へのリーチ不足、リーチしているか、していないかは町村でいろいろあるのでしょうか、要するに地域のステークホルダーが一体となった取組不足などということになっている。ですから、プロジェクトがないのです。プロジェクトがつくれなかったという、それがやっぱり地方創生の1.0が成果を出せなかったというのが我々の自治体でもあ

るのです。ですから、それをやはり先取りして、企業やプロジェクトの活力によって影響が出てくることがあると思いますので、そこをやっぱりしっかりと見極めて、そしてすぐにその要綱をつくって、皆さんの協力を得ながらプロジェクトをつくってこの事業の推進を図っていくというのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 町長も前向きに考えているということで、期待します。

そして、当町は自然や文化に恵まれています。今農地も遊休化が進んでおり、耕作し切れていない状況ですが、さらにはクライנגルテンや空いている公共施設を活用できれば振興策の一つとなると考えられます。そして、先ほどステークホルダーが企業やプロジェクトなどを含めて関係人口で町政を担っていく考えもあるとおっしゃいましたが、町長は、ここの資源ある下郷町、資源があるにもかかわらず、現在活用し切れていないと考えておられますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、やはり町有財産ならそれは結構です。皆個人名義になっているわけですから、そんなに素早くできるわけではない。ですから、プロジェクトチームをつくって、そうした課題を解決するための方法をやはり考えていただく組織づくりをしていただくということ。実行委員会とも言わない。プロジェクトXという形で、やはりそうしたことを、要綱をつくって、そしてメンバーを集めて検討していくということがまず最初の取組だと思いますから、ぜひその検討会に入っていて、大いにそうしたことを進めていくようにして、それが国の地方創生2.0につながるようにやっぱり努力していくことが私の考え方でありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） これ先日まだ施行されたばかりのものです。本当スピード感を持って進めなければまた後れを取ってしまうので、町長の考えではどのぐらい、今年度中には特設チーム立ててとか、そういった計画はおありですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） やはり令和7年6月3日、それから13日に閣議決定したのだから、町でもやっていく、何らか、いいと思うので、先にそういうプロジェクトをつくってやっていくということは必要だと思いますから、ぜひ今年度中に、やはり次の議会か、あるいは臨時会か、臨時会とは言わない。会議にその予算書を提出する。まず、要綱をつくって提出するということが大切です。ただし、メンバーです。メンバー。メンバーはやっぱり十分に検討していただかないと。時間内にやるということは無理だと思うのです。役場の時間でいうと5時15分以降の中において協力できる人、そして女性、男性が

半々になることということで、私は構想としては思っていますけれども、それに協力してくれる人はなかなか難しいと思いますけれども、そこを何とかしないと町は遅れてしまうということですから、そのように進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 時は金なりとか、人の寿命って短いので、本当スピード感持たないといけないのですが、町内の人間だけで考えていては多分本当にスピード感なんて持てないと思うのです。そして、第三者ではないですけれども、民間企業なども取り入れ、この前、西会津でも使っている会社がネクストコモンズラボとか、大企業と自治体をつなぐ会社があると聞いて、そういった、そこでなくても全然いいのですけれども、いろんな会社も検討して、特設チームを立てていただきたいと思います。

そして、次の質問に移らせていただきます。いいですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番の星和志議員のおっしゃるとおりなのですけれども、他町村から、あるいは企業からということも考えておりますけれども、企業が入ると企業の考え方が強く出てくる場合があるのです。それは注意しなければならない。企業の言うとおりにになってしまう可能性もある。だから、そこがやっぱりまちづくりの中での一番大切なことで、そのメンバーについてはいろいろ考えながらやっていかないと。やっぱり町をどうしていくかということは町の人たちが一番考えているのです。企業ではないのです。企業はアイデアを申し上げるだけで、その中身になったときにはアドバイザーとかという方法のほうが私はいいとは思っているのです。そんなことですので、よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ぜひ現役世代の人を検討会に入れて、もう退職した人らはちょっと控えさせてもらいたいです。

2つ目の質問をさせていただきます。学校統廃合の進捗状況報告。当町において少子化は年々深刻化しており、各学校の児童生徒数は減少の一途をたどっております。今まで数人の議員からも一般質問がありましたが、このままでは教育の質の維持あるいは多様な教育機会の提供が困難になるばかりか、学校という地域コミュニティの核が失われてしまう懸念もあります。こうした背景から、町では、将来を見据えた学校の適正配置について、かねてより協議、検討を進めてこられたと認識しております。町長のリーダーシップの下、現在この学校統廃合に関する取組が具体的にどのような段階にあるのか、住民の皆様、特に保護者の皆様は大変高い関心をお持ちでございます。協議が行われているところではありますが、毎月何かしらの形で状況報告をしていただきたいと提言します。町長のお考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、次に大きな２点目の学校統廃合の進捗現状報告についてでございますが、10年後、20年後の本町の教育を見据え、よりよい方向性を検討するため、現在教育委員会において下郷町教育懇談会を開催し、各委員に慎重に協議、検討をいただいているところでございます。その内容につきましては、教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、８番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

具体的な内容につきましては、昨年度におきまして、下郷町教育懇談会の中で、委員の方々15名による懇談会を２回ほど開催いたしました。令和６年度12月会議でも答弁させていただきましたが、そこでは学校、教育現場の状況を各小中学校長よりの説明、そして各小中学校のＰＴＡ役員の方々から現況といいますか、現状に対するご意見をいただきました。少人数での学習や学校生活、学校活動等に保護者としてどのように考えていらっしゃるかという意見でございます。

懇談会の意見の内容としましては、少人数のほうが子供の把握がしやすい、子供と話す機会が多くなる、少人数や複式学級だから学力が低くなることはないというような意見や、少人数のために、体育はじめ授業の中でグループ分けによる学習活動ができない、コミュニケーション能力や相手を思いやる気持ちがなかなか育ちにくい、学校行事なども縮小し、運動会などでも学年種目ができないというような意見などもいただきました。また、複式学級が増えることで学級数が減少し、教員定数も減り、学校運営にも困難が生じることが考えられることから、小学校の統廃合を進めたほうがよいという意見が出されました。さらには、数年後には中学校も各学年１クラスになることが予想されるので、小中学校を合わせた統廃合も視野に入れて検討することも必要であろうという意見でございました。

今後におきましては、この教育懇談会の意見を受けまして、令和７年度には下郷町学校の在り方検討委員会の要綱を設置し、今までの懇談会の委員にさらに議員の方々も含め、全員で23名ほどの委員の方に検討委員会の委員として参加していただきながら、今後の意見を取りまとめていきたいと、このように考えているところでございます。そこでは、学校の統廃合がよいのか、あるいは現状の小中学校で存続するのがよいのかも含め、子供たちにとってよりよい教育環境とするため、今後の小学校や中学校の在り方について具体的なご意見をいただきたいと考えております。

また、毎月何かしらの形での状況報告をいただきたいという要望でございますが、検討委員会としての意見のまとめり次第、ご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ８番、星和志君。

○８番（星和志君） まとめ次第報告していただけるということで、それもスピーディーにまとめやっていただきたいです。

そして、答弁の中でも、令和７年度には下郷中学校の在り方検討委員会の要綱を作成して検討会を設置するとありましたが、このままだと検討委員会が７月以降となり、今

年度になって3か月以上の空白期間ができると思われますが、もっとスピーディーに開催とか、スピーディーに進めることはできなかったのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまありましたように、もっとスピーディーにできなかったかということでございますが、要綱を制定し、そして今回議員の皆様方から委員のご推薦をいただくというような手はずでございましたので、本当に申し訳ないのですが、今回議員の皆様のご推薦をいただいた後に委員会を開催するということになるかと思えます。申し訳ございません。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） でなかったということで承知しました。

そして、検討会の委嘱期間が令和9年3月31日と表記されていたのですけれども、昨年たった2回の懇談会で1年かけて、そしてさらに検討委員会で2年間と、合計3年間はちょっと長いのではないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問でございますが、時間がかかるであろうということでございます。これから検討しまして、例えば小学校を1つの学校にまとめるということになりますと、学校名をどうするのか、さらには校歌、校章をどうしたらいいのかというようなこともございます。また、通学関係の路線バスをどのように運行するのか、その辺のところも考えなければならない。また、意見にあった中学校と小学校も一つにということになりますと、例えば中学校の校舎をそのまま使うということもなかなかできません。いろんなことを考えていかなければならないので、どうしても検討していくことが多岐にわたると。ただ統合だけでなく、統合したときにその学校をどんなふうに変修が必要だとか、いろんなものがございます。さらには、例えば統合して空いた施設をどんなふうを活用するのか、そのようなこともございます。また、これ仮定でばかりお話しして申し訳ないのですが、例えば小中一つにするよといったときに、中学校というのがなくなるわけです。前期課程と後期課程と。そのときに、例えば今現在の中学校、この子供たちが、もし9年の学年になりますと、7年、8年、9年生となります。そのときに今現在の制服はどうしたらいいとか、かなり細かいところまで検討していくことが必要であろうということで、期間を長くさせていただいたということでございます。その辺のスケジュールも一つ一つ検討していくことが必要だろうということでございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 難しいからこそスピード感を持って何度も、トライ・アンド・エラーではないのですけれども、数多くの協議が必要なのではないのでしょうか。そして、中学校まで一緒に統合してしまうと、それは建設関係の問題も出てくるので、まずは小学校だけのほうがスピード感はあると思うので、そちらも省きはできないでしょうけれども、

スピードが大事だと思うので、そうしていただきたいと思います。

そして、今現在、もし他市町村から移住してきたいという家族がいたときに、この町では統廃合もできない、複式学級が多いなど、そういった懸念があると選ばれなくなってしまうのではないのでしょうか。そういった町の移住定住の逆風的なことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの移住定住ということでございますが、それに対して選ばれないではないかということでございますが、その点までは、申し訳ございませんが、考えてはおりませんでした。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 現在も役場職員16人、町外に移住されていると先ほどの答弁でお聞きしましたが、やはり、私も子供いるのですけれども、保護者の間で小学校どうしようかという話題も出てきているので、そういったことも含め、スピーディーに何度も協議をしていただきたいと思います。そして、もっと若い世代が生涯住み続けたいと思えるような町になるような行政の取組、そしてそれにはスピード感が必要かと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 学校統廃合の進捗状況報告についてお願いしたいという質問かと思いますが、それは今教育長さんが答弁したことでご了解願いたいと思います。

やはり今心配している質問の内容は十分承知しております。やはり複式学級にある町村には住まないというようなこともあるだろうし、いろいろそういうことはあると思いますが、若い人が住みたくなるようによくすることをやはり考えて政策に打ち出していくと。では、どういうことをすればいいのかということもひとつモデル化しないと駄目だと私は思っていますので、ぜひそのモデル化についての対応をしていくように教育委員会あるいは関係者にお話をしていきます。ただし、複式学級というのは昔、旧校の分校があったのです。我々の時代から遡ること、廃校になったのは平成15年か16年頃です。廃止だと。分校廃止。それまでは分校でやっていたのです、複式も。立派な人もやっぱり育てているのです。だから、それは駄目だということにはならない。もう我々の時代もそうだったとおり、私は本校だったのだけれども、みんな旧校の分校で複式やっていたの。そういう人が立派になって、議員さんもやられているのです。大企業に勤めている人もいるのです。東大に出ている人もいるのです。だから、そこを理解していただいて、学校の統合の問題については話し合ってくださいということが私の考えであります。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 分校、自分の時代もあったので分かりますが、4年生から本校に来て、やはりみんなわいわいと切磋琢磨していたので、1、2、3年生は仕方なかったのか、その時代は分からないですけれども。自分も本校だったので。このままこの大事な問題

を先送りしていってしまうと、やはり自治体の消滅に拍車をかけていってしまうのではないかと懸念しているのですが、近い将来子供たちのいない町になっていくおそれがありますが、町長はそのような危機感はどのように考えておりますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 質問の内容からちょっと外れるような気がするのですが、これはこれとしてお答えしますが、2070年の日本の人口でいうと、8,600万人になってしまうと。そうすると、当然地方もそれなりの数字になってしまうということは、私は報道等で分かりますけれども、新聞等の記事で分かりますけれども、やはりこの問題は全国各地の町村自治体で心配していることなのです。ですから、それを何とかしようとするのが現在の首長さんたちであろうし、47都道府県の県知事であろうと思います。また、その上の国会であろうかと思いますが、そこは日本の国が将来的にも残っていくということについて私たちは努力しなければならないと考えておりますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君、一般質問通告書から若干外れかかっていますので、元に戻して調整してください。

○8番（星和志君） 元に戻します。検討委員会については、2年間もの時間をかけるのではなく、必要であればもう毎月開催ぐらいの意気込みで速やかに、やっぱり難しい問題なので、何度も協議し、結論を出して次のステップに入っていただきたいと思いますが、こちらはどちらで。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの星和志議員のご質問ですが、検討委員会の期間が長いのではないかとということでございますが、できるならば今年度中には方向性を決めていただければありがたいというふうに考えております。ただ、その後、教育委員会の意見としてこれで必ず決まりましたではなく、町当局とも協議をし、そして町としての提案が固まった段階で今度は議会の皆様にお諮りするという形で、例えば統合することになりますと、先ほど言いましたいろんな課題があります。それらを一つ一つ検討していきながらスケジュールを確認して、では何年後にそれができるのかというところの手順で進めなくてはならないだろうということを考えておりますので、期間もある程度の委嘱期間があるということでございます。ただ、その方向といいますか、教育委員会のほうとして、ではこういう形にしたいのだけれども、いかがでしょうかというものをできるだけ早く検討会の中で進めていきたいと、こんなふうには考えております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ぜひよろしくお願いします。

町長は、町村会長に就任されたことによって、この学校統廃合のスケジュールに遅れを来すこととか、そういったことはないようお願いいたします。町長、お体大丈夫でし

ようか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 頑張ってやりますので、ご理解をお願いします。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○８番（星和志君） ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○８番（星和志君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで８番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第２ 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日６月18日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日６月18日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は６月20日でございます。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午後 ０時３０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年６月１７日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会6月会議会議録第3号

招 集 年 月 日	令和7年6月16日			
本会議の日程	令和7年6月16日から6月20日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和7年6月20日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和7年6月20日 午後 2時59分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	7 番	大 竹 浩 治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税 務 課 長	大 竹 浩 二	町 民 課 長	星 敦 史
	健康福祉課長	玉 川 清 美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪 股 朋 弘
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	只 浦 孝 行	会 計 管 理 者	室 井 俊 之
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 7 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 3 号）

期日：令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 1 0 時開議

開 議

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について
(専決第 7 号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について
(専決第 8 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について
(専決第 9 号 令和 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 1 3 号）) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について
(専決第 1 0 号 令和 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について
(専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について) |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 令和 6 年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 令和 6 年度下郷町一般会計の事故繰越しについて |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度下郷町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 令和 7 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 追加日程第 1 | 請願・陳情 | |
| | 委員会報告 | |
| | (総務文教常任委員会) | |
| | 陳情第 1 号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被 |

災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出
を求める陳情

追加日程第 2 議員提出議案第 1 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出
について

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

（専決第7号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 報告第1号について説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。報告第1号 専決処分の報告について、地方自治法180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分をいたしましたのは、下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてでございます。議案書2ページから6ページのとおりとなっております。

なお、この内容を別に配付させていただきました報告第1号資料、町税条例改正の概要にまとめてございますので、そちらの資料を御覧ください。

なお、今回の税条例改正につきましては、地方税法等の改正に伴うものでございますことから、先に地方税法の改正概要を説明させていただきます。

報告第1号資料の2ページ目を御覧ください。資料2ページ目から3ページ目にかけまして、大きく10項目における地方税法や政令、施行規則の改正が令和7年3月31日付で行われました。2ページ目の1、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応を御覧ください。地方税法における個人住民税につきましては、国税であります所得税と同様の改正がなされまして、①の給与所得控除の見直しとしまして、最低保障額が55万円から65万円まで引き上げられました。

②の基礎控除の見直しにつきましては、所得税の改正は行われましたが、個人住民税の改正は行われておりません。

③の大学生年代の子等につきましては、これまで収入額が103万円までが控除対象となっておりましたが、これを特定扶養控除として新設され、収入額が150万円までとなる改正がなされまして、個人住民税につきましても同様の改正がなされております。

④の扶養親族等に係る所得要件の引上げにつきましても、所得要件が48万円から58万

円に引き上げられております。これらは、いわゆる103万円の壁と言われていたものですが、所得税におきましては非課税のラインが103万円から160万円まで引き上げられ、個人住民税につきましては、非課税のラインを100万円から110万円とした改正がなされたものでございます。

次に、大きな2の地方創生や活力ある地域経済の実現としまして、企業版ふるさと納税の延長に係る法人住民税の改正や、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長としまして、固定資産税の改正がなされております。なお、固定資産税につきましては、地方税法により評価額や賦課税額の算定がなされるものでございますことから、今回の地方税法の改正に伴います町税条例の改正はございません。

次に、3の安心安全な地域社会の実現としまして、記載されております3項目の法改正がなされておりますが、こちらは近年の豪雨災害等による被災地に関連するものでございますので、当町の税条例には規定されておられませんので、これらに関する条例改正はございません。

次に、4の車体課税としまして、Ⅰ、2輪車の車両区分の見直しが行われましたことから、軽自動車税種別割の改正が行われております。こちらは、125cc以下で最高出力を4キロワット、50cc相当以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とするこれまでの50cc原付と同額とする改正がなされました。

Ⅱの先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長につきましては、歩行者検知機能付衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラックやバスに係る課税標準額の特例措置につきまして、適用期限が2年延長されたものでございますが、こちらは自動車税環境性能割となり、県税に関するものでございますので、町税条例の改正はございません。

次に、納税環境整備としまして、地方税関係通知につきまして、納税者等の申出がある場合、当該通知により納税者等に通知した事項をeLTAXを経由して電子的に提供することを可能とする改正がなされました。こちらは、令和9年4月1日から法人分に、令和10年4月1日からは個人分に適用されるものでございます。

次に、6のたばこ税につきまして、加熱式たばこ課税方式の見直しが行われております。こちらは、現行法における加熱式たばこの重量より軽量のものが出てきておりますことから、これらに合わせて重量基準の見直しがなされたものでございまして、資料3ページの②にありますとおり、第1段階が令和8年4月1日から、第2段階が令和8年10月1日からの実施となりまして、③の表にあります換算方法となる改正がなされました。

なお、資料3ページ中段のローマ数字Ⅱのたばこの税率の特例としまして、令和9年4月1日から3年かけて段階的な改正とされましたが、こちらは国のたばこ税率に係る特例でございますので、町税条例の改正はございません。

次に、地方税法の改正に伴いまして、地方税法施行令や地方税法施行規則等の改正も行われておりました。7の固定資産税に係る課税の特例に関する細目につきましては、

資料2 ページ目の2の細目でございますので、町税条例の改正はございません。

次に、8の個人住民税の特定親族特別控除の創設等に伴う所要の規定の整備としまして、複数の納税義務者の特定親族に該当するものについての取扱い等を定めることや、独り親控除及び雑損控除に係る所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられる改正がなされております。

次に、地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要にあります9の鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置関係でございますが、資料2 ページ目の3における豪雨等による被災地関連のものでございますので、当町は該当いたしませんことから、町税条例の改正はございません。

次に、10の納税環境整備関係でございますが、2 ページ目の5の納税環境整備における細目に係る改正でございますが、e L T A Xにて電子的に提供することが可能となる通知等の種類が①から③にございますとおり定められた改正がなされております。

以上が地方税法等に関する改正の概要でございますが、これらの改正に伴う町税条例の改正をまとめましたものが資料1 ページ目の町税条例改正の概要のとおりとなっております。

なお、この概要書と併せまして、条例改正の新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。新旧対照表1 ページ目の第18条でございますが、公示送達につきまして、これまでは掲示板への掲示のみであったものを、電子計算機の映像面、いわゆるパソコン機器の画面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって可能とする省令の改正に伴う条例改正を行っております。

次に、第18条の3につきましては、第18条におきまして地方税法施行規則を施行規則と称しておりますことから、条文中の文言改正を行っております。

次に、第34条の2の所得控除でございますが、地方税法改正に合わせまして、控除すべき金額につきまして特定親族特別控除額を追加してございます。

次に、第36条の2第1項でございますが、新旧対照表の2 ページ目の9行目後半からでございますが、地方税法における特定親族特別控除の創設に伴いまして、公的年金等の受給者の個人住民税申告義務に係る条文の改正を行っております。

次に、同条の第10項につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が改正されたことに伴いまして、町民税の申告に係る項目を追加したものでございます。

続きまして、第36条の3の2第1項でございますが、新旧対照表の3 ページ目をお開きください。こちらは、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての条文でございますが、第3号につきまして扶養親族を扶養親族又は特定親族と改正しております。

次に、第36条の3の3第1項でございますが、こちらは個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての条文でございますが、地方税法改正による特定親族特別控除の創設に伴いまして、条文の改正を行っております。また、同様に第3号につきましても、扶養親族の氏名を扶養親族又は特定親族の氏名に改正してございます。

続きまして、新旧対照表の４ページ目をお開きください。第63条の２第１項でございますが、こちらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、条文中の第15条を第16条に項ずれの改正を行っております。

次に、第82条、種別割の税率でございますが、地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税種別割の区分を改正してございます。

次に、第89条第２項でございますが、新旧対照表の５ページ目をお開きください。こちらは、軽自動車税種別割の減免に関する条文となっておりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、条文中の第２条第15項を第２条第16項に項ずれの改正を行いまして、さらに第５号におきまして、地方税法の改正による標準税率区分の見直しに伴います条文の改正を行っております。

続きまして、第90条第２項及び新旧対照表６ページ目の同条第３項でございますが、こちらは道路交通法の改正に伴いまして、マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の改正を行ったものでございます。

次に、第139条の３第２項及び新旧対照表７ページ目の第149条でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴います項ずれの改正を行っております。

続きまして、附則になります。附則第10条の２でございますが、こちらは地方税法の改正に合わせまして項ずれの改正を行ったものでございます。

次に、附則第10条の３でございますが、地方税法の改正に伴いまして、特定マンションに係る特例を規定しました条文を新設してございます。

次に、新旧対照表の８ページから９ページにかけまして、附則第16条の２の２でございますが、たばこ税の改正に伴いまして、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設してございます。

なお、これらの改正の施行日につきましては、報告第１号資料のほうにそれぞれ条文ごとに施行日を記してございます。

以上が報告第１号 専決処分の報告について（専決第７号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の説明でございます。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

１番、渡部哲君。

○１番（渡部哲君）　これ所得税の改正ということで、最低保障額のラインがだいぶ変わって、要するに徴税する場合において差額が出てくると思うのですけれども、それをどのように町としては調整していくのか、ちょっとその辺が曖昧な、ちょっと分からないのですけれども、かなりの要するに差額が出るので、それをどのように調整していくのか、ちょっとその辺教えていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

所得税、それから個人住民税を計算するに当たりまして、控除額の見直しが図られたということです、所得税、個人住民税ともに給与所得控除の場合につきましては、55万円を控除できていたものが65万円控除できるというふうに改正されたもので、差額というものは生じません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 給与収入200万円以下の人が48万円から最高95万円と、50万円近く、それとあとは大学生年代の子等、現行103万円から150万円まで対象とする特別控除と、こういうふうに出ているのですけれども、これもやはり給与所得控除の見直しの対象になっているのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） ただいまご質問といたしますか、ご意見がございました。ご質問あったとおりでございまして、大学生年代の子等の部分につきましては、特定親族扶養控除ということで新たに新設されたものでございます。

以上です。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） すみません。まず、先ほどの1回目の答弁で申し上げましたとおり、給与所得控除につきましては控除額が増えたということで、分かりやすく言いますと、確定申告の際に控除額が増えますので、その分所得税額が単純に言うとながってくるということになります。さらに、大学生のお子さんがいらっしゃる親御さんにつきましては、その分も控除できるということになりますので、税金も、所得税、それから個人住民税もながってくるということになります。ですから、差額というよりも前年度よりはその分税額が下がるであろうと、同一基準であればということですが、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） それで、今まで町としては所得税とかいろいろ徴税しているわけでしょう。それが今度はこれでもってながってくるといふか、その差額はというふうに埋めるのかということをおは聞いたのですけれども。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） それでは、1 番議員さんのお質問にお答え申し上げますが、1 番議員さんのお質問、今ほど税務課長が申し上げた内容で、町税収入がながってくと、そうすると、その分の財源が減りますよ、その減った財源を町がというふうにご確保するのかというふうなご質問でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○副町長（室井哲君） そうしますと、今ほど税務課長が申し上げましたように、確かに税

収というものは減額になってくるものと思われます。そこで、あと町のほうでは、現在、地方交付税、こちら交付団体となっておりまして、税収が落ちれば、その分、基準財政収入額が減額になるということで、交付税の中で調整はいただけるものと考えておりますが、交付税総額そのものについては確保されるにしても、その交付税総額の中で自主財源、当然税収が落ちますので、自主財源は低くなります。交付税が上がれば依存財源が増えてくるということで、一般財源総額の中で変更はないかと思われますが、その中で今ほど申しあげました自主財源、依存財源、その辺の割合には影響してくるかと思われますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 1 番、3 回目になります。答弁漏れはありませんか。

（「終わりだ」の声あり）

○1 番（渡部哲君） 終わりなのか。

（「終わりですよ、本当は」の声あり）

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはありませんか。

○1 番（渡部哲君） いいです、では。答弁漏れありません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5 番、猪股謙喜君。

○5 番（猪股謙喜君） 新旧対照表の1 ページ目、第18条、改正後で6 行目か、「公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く」という文言がありますが、これは自分で持っているパソコンでネットにアクセスして見ることはできないという意味なののでしょうか、できるということなののでしょうか。ちょっと分からないのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） この部分につきましては、あくまでも公示送達の部分でございます。通常であれば正面玄関前の掲示板に貼付けの掲示するものでございまして、それをいわゆる窓口等に設置したパソコンの画面を閲覧させることでも可能にするという改正でございます。ただ、この条文は「又は」ですので、そういうことでもいいですよという考え方ですので、まだその体制は取れておりませんが、個人のパソコンで見れるものではございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5 番、猪股謙喜君。

○5 番（猪股謙喜君） そうしますと、これから下郷町では閲覧可能なディスプレイをどこかの窓口に設置するということでよろしいのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） ただいまの5 番議員の再質問にお答えいたします。

現在、庁舎内のシステム関係が標準化システムということで今年度見直し、新しいシ

システムに変わっていくことと、それに合わせまして今年度と来年度にかけてパソコン機器等も更新される予定となっております。その際にどういう体制で閲覧できる体制を取るかというのを協議し、決めながら、設置していくという考えですが、まだ設置するというふうに確定したものではございませんので、予算の範囲で可能であればやっていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） そうしますと、国の改正に基づいた条例改正でありますので、設置するに当たって国からの何らかの補助等が入る可能性もあるということではないのでしょうか。まるっきり自主財源から取り崩して設置する予定なのか、そこまで決まっていなかったのかも含めて、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 再々質問にお答えいたします。

これに対する補助というものはございません。

○議長（湯田健二君） 3回目です。答弁漏れはございませんか。

○5番（猪股謙喜君） 終了します。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

（専決第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私より報告第2号、専決第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご報告申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。今回の条例改正につきましては、令和7年3月31日公布、4月1日施行の政令第119号、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しにより下郷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の８ページと条例改正に係る新旧対照表の10ページをお開きください。下郷町国民健康保険税条例新旧対照表にて、改正箇所、改正前、改正後の順にご説明申し上げます。第２条第２項中、「65万円」を「66万円」に改め、同条第３項中、「24万円」とあるものを「26万円」と改め、続いて同条第23条第１項中、「65万円」とあるものを「66万円」に改め、「24万円」とあるものを「26万円」に改めるものでございます。あわせて、同項第２号中、「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第３号中、「54万5,000円」を「56万円」に改めるものでございます。

報告第２号資料を御覧ください。課税限度額の引上げにおける改正内容でございますが、上から２欄目にございますとおり、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分についてそれぞれ増額となるものであり、基礎賦課額に係る課税限度額が現行65万円から66万円と１万円の増額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が現行24万円から26万円と２万円の増額となるものでございます。

改正に伴う影響としまして、上から３欄目のとおり、後期高齢者支援金等分において、改正前は745世帯中６世帯が限度額に到達しておりましたが、改正後は４世帯でございます。

続いて、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとしまして、上から４欄目のとおり、均等割軽減対象所得基準において、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定における被保険者数等の数に乗すべき金額が、現行29万5,000円から30万5,000円と１万円の引上げ、２割軽減の対象となる世帯については、現行54万5,000円から56万円と１万5,000円引き上げるものでございます。

見直しに伴う影響としまして、上から５欄目のとおり、５割軽減が改正前は745世帯中103世帯だったものが107世帯に、２割軽減が79世帯から78世帯でございます。

以上、報告第２号、専決第８号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第２号 専決処分の報告について（専決第８号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第３ 報告第３号 専決処分の報告について

（専決第 ９号 令和６年度下郷町一般会計補正予算（第１３号））

日程第４ 報告第４号 専決処分の報告について

（専決第１０号 令和６年度下郷町国民健康保険特別会計補正

予算（第5号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第13号））及び日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））までの2件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。

報告第3号につきましては総務課長、湯田英幸君、報告第4号につきましては町民課長、星敦史君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書9ページを御覧ください。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第13号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,856万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,894万3,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、16ページからあります歳入につきましては、交付金等の額の確定によるものでございます。また、19ページからの歳出につきましては、事業費及び職員人件費の確定等に伴い、それぞれの予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私より報告第4号、専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,474万4,000円を減額し、歳入歳出とも7億1,835万5,000円とするものでございます。本補正につきましては、国及び県補助金の交付額が確定したことにより専決処分をさせていただいたものであり、歳入歳出の調整につきましては予備費にて調整しております。

26ページから30ページにつきましては、総括でございますので、省略させていただきます。

31ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金について、令和6年度における医療費等交付金が確定したことに伴い、3,474万4,000円を減額しております。

続きまして、32ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金について、3,078万2,000円の減額でございます。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金についてですが、こちらも1,076万2,000円を減額してございます。

続きまして、4款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、12節委託料について、113万円の減額でございます。

続きまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費ですが、歳入歳出の調整により793万円を増額してございます。

以上、報告第4号、専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

なお、本補正につきましては、去る6月4日開催の令和7年下郷町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますことをご報告いたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、16ページの歳入における地方交付税の特別交付税が1億9,509万1,000円の増額となっておりますが、この特別交付税の額の決定は、第1回目が大体12月中ですかね、それから2回目が3月中に行われると思うのですが、1回目、2回目、それぞれいつ、幾らの決定がされたのかお教え願います。

それからあと、19ページの総務費、一般管理費、それから20ページの民生費、湯野上保育所費、同じく21ページの衛生費、保健衛生費において、給料の減額がされております。昨年は、こういった減額というの出ていなかったような気がするのですが、大体人件費って当初予算に対して6月、今の補正で出てくる、3月補正で不用額等の整理を行っていると思われましたが、この3項目、3月に減額しているという理由をお教え願います。

それとあと、23ページの農林水産業費の林業振興費の積立てで森林環境譲与税基金積立金が501万円計上されております。ページ16の歳入で森林環境譲与税は2,104万3,000円に対して315万5,000円の増額となっております。その差額が185万5,000円あるのですが、林業振興費の森林環境譲与税に関する事業の減額分を足してもちょっと合わないような気がするのですが、どのような根拠でこの501万円という積立てが出たのか、その辺お教え願います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご質問がありました、まず地方交付税の中身についてでございます。

今回の地方交付税、最終的に確定しましたのは、3月21日の最終決定においてこの金額……すみません。申し訳ありませんでした。まず、給与のほう先にお願います。給与の件につきましては、査定におきまして金額の大きいもの、昨年度は上げておりましたが、今回差額が大きいものが出たというところで報告をしております。

では、先に農林課長で、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの山名田議員のご質問ですけれども、歳入における森林環境譲与税の増額分315万5,000円と、23ページの積立金、森林環境譲与税基金積立金の金額の差ということでございました。そちらにつきましては、同じ林業振興費の中で旅費、需用費、役務費、委託料、原材料費、負担金、補助及び交付金の中で残額となりました金額分を回してございます。うち森林環境交付金事業（基本枠事業）につきましては別ですので、こちらのほうは入ってございません。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 先ほどの地方交付税について申し上げます。

交付日が2回に分かれておりまして、12月20日と、先ほど申しあげました最終、2回目、3月21日の合算額ということになっております。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、再質問させていただきます。

特別交付税は、普通交付税の補完措置として設けられているものであって、一律に表せない方式によって算定されているというのは分かるのですが、令和6年度においてその特別交付税の算定項目となった事業をお教え願いたいと思います。

それからあと、農林水産業の国からの森林環境譲与税と国の森林環境交付金交付ですが、これってあるのですけれども、今何か言われたようにちょっと予算書だけではすごく分かりにくい点がいっぱいありまして、地方交付税とはちょっと違って森林環境譲与税や森林環境交付金というのは使途が制限されているのです。これ国と県の違いがあるかと思うのですけれども、やはり当初予算や補正の際に幾らか歳入に対しても、歳出は事業は基金にどのくらいとか、内訳が分かるような資料で次回から示していただきたいなと思います。お願いします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 特別交付税につきましては、今回の対象、複数ありますが、今回主に増額となった最たる原因は除雪費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどお話しいただきました件につきまして、当初予算の説明にも一応分けて説明はさせていただいている状態でございます。今回補正ということで、専決案件ではございますが、当然その辺分かるような資料をつけるような形をちょっとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 私も森林環境譲与税と、あと県に福島県森林審議会があって、本当に使途が別々というのをようやく最近知りまして、やっぱりどこから補助金受けて

いるのかというのなかなか分かりにくいところもあったので、今後その資料も含めて提出いただければと思います。これは再質問ではございません。お願いします。

あと総務省の資料によりますと、普通交付税は交付税総額の94%、それから特別交付税は交付税総額の6%程度ということで示されているようなのですけれども、そもそも6年度の予算、そして今年、今年度の予算、ともに2,000万円ぐらいのずれがあるのですが、その辺は何かあったのか、ちょっとお教え願いたいのですが。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 交付税の関係は、今2回目の質問の答弁で大雪のためって言ったでしょう。それが入ってきているのです。ですから、6年度の3月の21日で決まったものをいただいたものだから、その前の年のやつは全然違うと思います。だから、そこは今総務課長が答弁したとおり。あと詳しくは、後からその理由は話せると思いますので、よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません、ただいま山名田議員のご質問、2,000万円というところがちょっといまいち分からなかったのですが、ちょっと確認させていただきたいのですけれども。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君、もう一度。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご質問ありました2,000万円の差というのがちょっと理解できなかったのですが、いま一度確認させていただければと思ひまして。

（「調べたときにそういう金額の差があったので、申し上げたのですが」の声あり）

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問なのですが、差額、差の開きについてなのですが、当初予算策定におきましては、基本的には前年度地方交付税の実績に応じまして策定しているところがございますので、その差が今多分山名田さんが言われた差につながっているということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 第3回目です。答弁漏れはありますか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 20ページの総務管理費の委託料のガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務委託料なのですが、こちら昨年の12月に627万円計上されていて、今回577万5,000円の減額であったのですけれども、これ50万円ぐらい使ったということでどんな事業をされたのか。そして、9割ぐらい減額されているのですけれども、やらなかった理由というか、できなかった理由は何だったのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 8番、星和志議員のご質問にお答えをいたします。

議案書20ページの上段、総務費の委託料の577万5,000円を減額している中身はどうかというふうなご質問でございましたが、昨年度12月の補正予算でこちら627万円を補正予算計上させていただきました。事業のほうは、今年度、令和7年度に予定しております標準化作業のネットワークの構築作業が付随して予定されております。そちらのほうの設計業務を6年度で実施しております。ですので、事業を実施しなかったわけではなく、事業完了に伴う予算残を整理したものになります。金額が大きいのではないかというふうなご質問もございましたが、こちらについてはプロポーザルで事業を実施しております、そちらのほうを議決後実施いたしまして、3者のほうから参加表明をいただいた後、優先交渉者を決定いたしまして、そちらのほうと見積り合わせを実施して、こちらの金額ということで契約のほうしております。金額が若干予算要求の金額と大きく乖離した部分がございますが、こちら12月補正時に国のほうの設計等もまだ概要的な部分で動いていた部分もございまして、予算要求時の積算が甘かった可能性は否定できないという部分も当然ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 2点ほどお伺ひいたします。

まず、19ページの6目の企画費、18節の未来創生ふるさとまちづくりなのですが、この補助金ですが、500万円を減額ということで、当初予算500万円全額を減額しているということなのですが、実施する行政区ってなかったのかどうか。これ多分50万円の10地区かなって私は思っはいたのですが、行政区が手を挙げなかったというの何かあったのでしょうか。お伺ひします。

それともう一つ、22ページの農林水産業費の負担金、補助及び交付金で、その補助金で下郷町鳥獣被害対策協議会補助金260万7,000円減額、下郷町農業再生協議会補助金477万6,000円減額となっていますが、どちらの協議会も農家や町民への支援策を中心とした協議会だと私は思っているのですが、それぞれ各支援策を予算化したものの使い切れなかったということで減額になったと思うのです。それで、何で事業を予算化しても不用額が生じたのかというのを、原因は何だったのかというのをお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの9番、星邦一議員からご質問のございました未来創生ふるさとまちづくり支援事業補助金の減額の理由というふうな部分かと思ひます。議案書19ページの最下段になりますが、こちらにつきましては令和3年度から事業の実施を行ひまして、6年度が最終年度ということで実施をさせていただいております。先ほどご質問の中にもありましたとおり、1か所当たり50万円の10か所という形で予算措置のほうをさせていただいております。年度初めのほうにも、駐在員会議の場、あるいは広報しもごうのほうで告知のほうはさせていただいているのですが、その後、相談だけについては何か所か集落のほうからお問合せ等はいただいたのですが、実現には至

りませんで、3月のぎりぎりまで予算のほうは盛っておって、対応できるような対応は取っておったところではございますが、結果的に実施する集落のほうはなかったというような結果で、今回予算のほうを整理させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの鳥獣被害対策協議会及び下郷町農業再生協議会に関する補助金に関する部分なのですが、まず鳥獣のほうに關しましては、こちら町の補助分と、あと国からの補助というのがございます。なるべく国からの補助のほうを使うような形で進めていた中で、町のほうの補助金のほう使うような流れになるのですが、国からいただいているものに関しては満額使うような形で、町の補助金の方で残額が生じたということになりますので、よろしくお願いいたします。

次の再生協のほうの話になります。再生協の残額に関しましては、前年度と比べますとちょっと金額増えたなという感じでは捉えてございます。なぜと言われる部分に関しますと、やはり利用していただく方がそこまで入ってこなかったというのと、あと今回、7年度でちょっと緩和した部分がございますが、利用条件の規定をつくりましたところがちょっときつかったというのありましたので、7年度はそれがもうちょっと借りやすくできるような形で持ってきたというのもございます。総額に関して、皆さんに利用していただけるように金額のほうは増やさせていただいているわけなのですが、そこまでちょっと話のほうが進まなかったのかなという現状はございます。ただ、なるべく使っていただきたい補助金でございますので、前回一般質問とかでも話があったのですが、極力皆さんに使っていただけるような努力はこれからしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 最初のふるさとまちづくりですか、これ当初予算、令和7年度も計上されていなかったでしたっけ。私勘違いしたかな。私また令和7年度も計上されていたと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの9番、星邦一議員からのご質問にお答えします。

7年度の当初予算について、ただいまの未来創生ふるさとまちづくり支援事業、予算措置されていたかというふうな部分かと思いますが、同じ事業は7年度は実施しておりません。後継事業として総務課のほうで予算措置しております集落機能維持支援事業という形で、後継事業、全くイコールの部分ではないのですが、類似の事業は予算措置されております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それでは、内容的にはちょっと違うのかもしれませんが、同じようなものだということで、多分これ町長さんが一押しのものだと私は感じてはいたのですが、そういった補助金出しているものですから、やはり有効利用で、使えるように周知をす

るということをお願いします。

それと、先ほどの農林水産業費なのですが、こういったものも先ほど言ったとおり補助金が出ているということで、なるべく補助金を使ってもらって、鳥獣害に対しても、やはり鳥獣害で農家さんも大変苦しんでおりますので、そういった意味でも有効利用ということで周知をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

（何事か声あり）

○9番（星邦一君） 農林課長にもう一度説明をお願いします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今話にあった部分が、鳥獣に関する部分になるかと思います。予算に関しましては、町の補助と国の補助という形で入ってくる事業になってございます。国に関する補助金のほうを優先的に使うような形になってしまうのですが、そちらと併せて町の補助金も使っていくというような事業でございまして、そちらのほうの請け差のほうがちよっと生じている部分がございます。あと直接町民に関する話になりますと、前年度に要望等を伺っておりまして、そちらのほうから次年度の予算等を決めてございまして、そちらに関しましては、あと請け差は当然発生するわけなのですが、そちらのほうから予算のほう決めてございまして、その辺の絡みで金額が落ちることになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 3回目です。答弁漏れはありませんか。

○9番（星邦一君） ありません。

○議長（湯田健二君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第13号））及び報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））までの2件の件を終わります。ただいまより休憩します。（午前11時11分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時20分）

お知らせします。答弁は簡潔によろしくお願いいたします。

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について

（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について）

○議長（湯田健二君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（専決第1号 福

島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島縣市町村総合事務組合規約の一部変更について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

- 参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書33ページを御覧ください。報告第5号 専決処分の報告について（専決第1号 福島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島縣市町村総合事務組合規約の一部変更について）でございますが、当組合の構成団体、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散し、脱退したことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少し、本規約の改正を行うものでございます。

議案書34ページ、併せて報告第5号資料を御覧いただきまして、第5号資料、別表第1中、右側の欄におきまして、別表第2、第1項及び裏面の別表第2、第4項にあります「、南会津地方環境衛生組合」の文言を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島縣市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和7年4月15日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

- 議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第5号 専決処分の報告について（専決第1号 福島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島縣市町村総合事務組合規約の一部変更について）の件を終わります。

日程第6 報告第6号 令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費について

- 議長（湯田健二君） 日程第6、報告第6号 令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

- 参事兼総務課長（湯田英幸君） 35ページを御覧ください。報告第6号 令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和6年度3月会議においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

36ページを御覧いただきまして、農林水産業費では、緊急自然災害防止対策事業（農

業水利防災）及び林道改良事業（林道大峠線）、商工費では、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業及び物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業、合わせて4事業で7,519万6,000円を令和7年度に繰り越したものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第6号　令和6年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第7　報告第7号　令和6年度下郷町一般会計の事故繰越しについて

○議長（湯田健二君）　日程第7、報告第7号　令和6年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　37ページを御覧ください。報告第7号　令和6年度下郷町一般会計の事故繰越しについてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

令和6年12月会議において、除雪車両の更新である土木費の雪寒機械整備事業において、財源内訳の補正とともに製造業者による不適切行為により令和6年度内の納入が困難となった経緯につきましてご説明させていただきましたが、契約額5,599万円を令和7年度に繰り越したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君）　この事業については、令和5年度の3月会議で議決されて契約となったロータリー除雪機の購入でしたが、それについて3点ほど質問させていただきます。

1つ目として、昨年12月会議で、業者側の都合で1月末の納期内に納車が難しいということで、私が契約違反による延滞金はどうだったかということ質問したのですが、相手方と協議しているという説明があったのですが、その後どうなったか教えてください。

そして、2つ目としては、契約書にはこういった延滞金の表記はされているのでしょうか。

3つ目としては、繰越しをしたということは変更契約を行っていると思われませんが、12月会議では1月31日が納期と説明がありましたが、新たな納品期限はいつに変更になったのでしょうか。お願いします。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま 8 番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

3 点ほどございましたが、まず協議の内容でございます。昨年の 12 月議会の後に、それ以前から協議も進めていましたが、1 月の納期に間に合わないという報告受けましたので、令和 7 年の 1 月の段階で覚書を交わしまして、納期を示させていただいてございます。なお、新たな納期という形で、今年の 9 月末日という形で今事業を進めているところでございます。3 番目の内容にもなりますが、昨日、5 月中旬に報告、当該事業者からありまして、新たな性能試験も終わりました、その部品、適正なものに換えて、8 月中には製造できる、また 9 月に組替えを行うということで、9 月末日の納期が可能であるというような報告を受けているところでございます。

また、2 点目になりますが、契約書の内容ですが、いわゆる原契約書におきまして納入遅延に対する遅延利息という項目がございまして、この表記にのっとって遅延利息を払っていただくということで合意はいただいております。

なお、変更契約につきましては、これをそもそも変更契約をするという事案になりますと、納期の遅れを認めたという形になるということで、いわゆる追加の遅延金を徴することができないというような形にもなりかねないということで、法の専門家に伺っている内容でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） 遅延利息というのは、幾らというのは申し上げられないでしょうか。

そして、3 番目の質問の変更契約は、ではされずに繰越しされたということなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） いわゆる原契約書に基づきまして今購入事業は進めております。

延滞金の中身ですが、ここに、契約書の中でパーセントをうたっております。そのパーセントに基づいて日割り計算しますと、大体 9 月末ですと 100 万円弱になるのかなというふうに私どものほうで試算はしております。あくまで再契約は結ばないで、原契約の中での延長、遅延という形にしておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（湯田健二君） 8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） 契約書に期限というのは表記されていないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 当初の契約書ですと、令和 7 年の 1 月末、1 月 31 日でございます。当然それが履行できないということで、物理的に言いますと 2 月 1 日から利息が発生するというような計算になっております。よろしいでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはありませんか。

(何事か声あり)

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 今仮の金額申しましたが、納入はこれから、9月末のある1点でございますので、あくまで金額は仮定です。覚書を最初交わしたということで、9月の30日までということで覚書交わしております。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これ業者から遅れると、不適切な云々って今説明ありましたけれども、その内容って具体的にどういうことですか。具体的に説明してください。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま4番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

この不適切な内容でございますが、ちょっと遡りますが、昨年7月末日に今回の納めるロータリー除雪車のメーカー、親会社がございまして、I H I というところで、一般マスコミ公表してございます。こちらの会社名申しますと、新潟トランスス株式会社、こちらが子会社でございますが、こちらの製造しているロータリー除雪車におきまして、いわゆる最大除雪量というものを表記しているわけでございますが、その除雪量の性能向上を意図して、販売品とは違う部品で性能試験を受けていたというような内容でございます。それにつきまして、今後新しい除雪性能の試験が必要になってくると。また、その試験にパスした場合はその部品に置き換えて当然納入していただくというような内容でございます。当然こちらは当該事業者の負担によるものということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これは、繰越明許とはまた違うわけですね。契約は、切れて終わっていると。事故繰越しというのは、本当にやむを得ない事情とか、これもやむを得ない事情に入るかどうか分かりませんが、いずれにしても本来ではもう一度議会の議決が必要でないですか、これ。報告事項ではないでしょう、多分。いかがですか。これ地方自治法でいうと、報告事項ではなく議決が必要だと書いてあるのですよ、私調べたら。まだ終わっていません。それメーカーのことが言うのか、真にやむを得ない事故により客観的に見てやむを得ない事情がある場合にはということで、ただし議会の議決が必要だと、こうなっているわけです。それを報告というのはおかしいのではないですか。違うというならその違いを説明してください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの4番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

議会の承認が必要ではないかというご質問でございますが、繰越明許と事故繰越の違い

いにおきまして、繰越明許は基本的に議員が申されますように議会の議決が必要でございますが、事故繰越につきましては必要とされておりませんので、ご了承願います。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 4番、湯田純朗議員のただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

議会对応も含めまして、今回の入札に関しましては、いわゆる変更契約をしないで今の契約書のままで遅延利息をいただくというような内容で進めてまいりましたので、議会の皆様に対しましてはいわゆる経過報告のみという形になるかと思ひます。ただ、再契約をするに当たって、もう最初から内容を変更するとか、もしくはロータリー除雪である内容をもう一度変更するという場合になれば、再契約という形で議決が必要になっている場合も生じるかと思ひますが、今回の場合は契約書をそのまま生かしまして、遅延利息で請求するというような形で進めてまいりましたので、どうぞご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 事故繰越の必要性ということで、私ちょっと調べてみたのです。例えばそういう場合、真にやむを得ない事情というのは、天候不順、資材不足とか、あと公共施設なんかは年内に全て使用し切れないとか、真に持ち越さざるを得ない場合があると。この場合はやむを得ない事情、事故によって、せっかく予算を組んだにもかかわらず、年度内に事業が完了できないと、または支出もできない場合は、その翌年度に繰り越して継続できるようにするのが事故繰越だと。事故繰越を行う場合には、原則として地方議会の議決が必要ですよと書いてあるのです。それ契約も昔のままで、延滞金だけもらってその契約を使うというのはどうなのですか。これメーカー側の不手際でしょう、もともと。そういうとき何か始末書みたいな、正式な何か文書来ているのですか。全国的にそれ問題になったって、それはそれ、うちの町村と別ですから、そういうものもらわないで、契約書そのままというわけいかないでしょう。いかがですか。これ3回目の質問で終わってしまいますから、もう一回繰り返しますよ。メーカー側の不手際にあるわけですよ。それをそのまま延滞金もらって契約書を使うということ自体まずいのではないですか。本来ならばちゃんと始末書もらって、全国ネットワーク、まさにニュースでやったかもしれないけれども、うちの町はうちの町の対応があるでしょう。ちゃんと書類でもらって、こういう訳って弁明書もらって、それから契約書をもう一回やり直すとかという形で、これら支出負担行為は起こしているのですか。これ起こさないとおかしくなるのではないですか。そこら辺もし負担行為起こしてあれば、いつやったか教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、負担行為日ですが、令和6年の3月5日契約となっておりますので、同日において負担行為は起こしているものと思っております。

また、当該事業者からのこの行為に関する報告ということで、8月の22日に行為の内容について、また今後の対応についてという形で報告がございました。当然こちらにつきましては、おわびと大変多大なるご迷惑をかけるという形で、真摯に対応する旨の文書をいただいているところでございます。また、8月以降、9月、10月という形で当該事業者も、国交省なり国との今後の対応を検討しているようでございましたので、その内容をお聞きしながら、今回の車両というのは県内で下郷町が1台だけという形で、県内でのちょっと調査は不可能でございましたが、事業者からの聞き取りも含めまして、国の対応も含めて検討してきた内容でございます。最終的に契約変更という形には至りませんでした。この辺も先ほどちょっと申しましたように、いわゆる法の専門家にも進め方の確認はしておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 事故繰越の議会の議決につきましては、こちらのほうでは必要ないという認識でいますが、なお後ほど確認させていただきたいと思います。ただ、今回報告はさせていただきましたが、12月の議会におきまして、皆様におかれましては経緯等を説明した中身において説明責任は果たしているというふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れありませんか。

○4番（湯田純朗君） 今総務課長言ったように確認することですから、確認してからやりましょう、採決は。それまで議会休会。

○議長（湯田健二君） それでは、暫時休憩します。（午前11時44分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時55分）

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 先ほどの湯田純朗議員の質問でございますが、法令の解説書を確認してまいりました。事故繰越の手續におきましては、翌年度に繰り越すには議会の議決は必要としていない、事故繰越繰越計算書を調製し、議会に報告しなければならないという形になっておりますので、今回の報告という形で対応をよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今の件ですけれども、私も衛生組合のほうで担当していたのですが、やはり変更契約、金額でもそうですし、工期もそうですけれども、変更する場合というのは必ず変更契約というのを結ばなくてははいけない。ただ、5,000万円超えますと議会の承諾を得ないと駄目だということでやってはきたのですが、今回の覚書書というのは、そんな契約書あるのかなって私思っていたのですが、変更契約、最初に取り交わした契約書、それに対して納入側が、納期がずれますよ、9月の末日までに納品できますよっていった場合には、工期変更といって変更契約の工期部分だけを変更する契約という

のが交わされると思うのです、多分。ですので、その辺で覚書書というのは何か曖昧な部分かなって私は思うのですが、建設課長、まず、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えします。

当然工期を延ばして変更契約というのも全体の契約の中にはありますが、その場合は、これも先ほど言ったようにちょっと確認してきたのですけれども、いわゆる遅延延滞金というものが発生しない、新たな工期を甲乙ともに認めたという形になってしまいますので、今回の事案に関しましては当該事業者の不適切な行為という形になってまいりますので、言葉で言うとペナルティーという表現が適切かどうかちょっとあれですが、それを取らないで変更契約したまま先に進むという形になってしまいますので、そういうやり方も可能かもしれませんが、そのやり方でやると遅延損害金が発生しなくなってしまうよということでございます。これは、内容を確認してございますが、よって原契約書のままで、相手の過失がございましたので、そういう形であれば、今後の流れに関しまして、覚書書を交わして事業を進めていくということも可能ですよという形で、覚書書を交わさせていただいたというような内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ただいま遅延書、遅延書って言っているのですが、遅延書というのは相手側からもらう金ですよね、遅れているために。というのは、何らうちのほうで手違いがないわけですよ、町側は。相手側が何かの不備で納品されなかったということで遅延金が発生するのは当然なのです。それにもかかわらず、遅延金が発生しないために変更契約を交わさない。何か理屈が合わないと思うのです。認めるのが当然ではないですか、納品されないのですから。何か言っていることが違うのかな。何か言っていることがちょっとあれなので、だからそういうのをはっきりさせてやらないと、この案件、本当に通らないですよ。だから、遅延金100万円未満だというのですけれども、やっぱり本来の進む段取りでいっていないと、契約してその上に変更契約を上げると、工期の日付を変えたやつを上げるというのが普通だと思うのですが。

○議長（湯田健二君） お知らせします。

間もなく正午となりますが、このまま議会を続行したいと思います。ご協力お願いいたします。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回は、変更契約結んでおりません。そもそもの最初の契約で、遅れた場合は遅延利息が発生しますよという、そもそもの契約書の中にうたっております。これに基づいて遅れた分は請求しますよということでございます。ただ、いつまでという日にちを区切らないとそれがはっきりしませんので、覚書書の中で9月末までに納入してくださいよと、向こうは適切に対応しますという形で覚書書を交わさせていただいたと。ですので、9月末までの先ほど申した利息というものが発生しますよということでございます。前も

ってであります、変更契約を結んでしまうと工期を延ばすこと自体もう認めたという形になってしまいますので、簡単に言いますと弁護士さんのご指導で、変更契約をした場合は遅延損害金は発生しませんよと、もともと延ばしてしまったので、ということで、それでは今おっしゃったように何らかの相手の過失に対してこちら町からも請求できなくなってしまうよということでございましたので、原契約を生かしながら利息を払っていただくというような方向で協議してきた内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それは確かに分かります。最初の契約で、工期に納めない場合は遅延が発生しますよというのは分かります。ただ、実際は納まらなかった。ということは、これから先も納期が延びれば遅延金が発生しますよと変更契約にも打つのが当然だと思うのだけれども、それはちょっと違うのかな。3回目だから終わりますけれども、そういった内容はできなかったの。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと。

あまりこういうケースというのは当然ないと思うのですが、もうあくまで変更した場合に、それも遅れますよというの、今回のケースの、いわゆる契約書の中身、相手の過失という部分ではどうなのかなという部分は、ちょっと今私の発想になりますが、考えております。ただ、途中で顧問弁護士さんに相談させていただいた内容をもちまして進めてきた内容でございますので、その辺は確認して進めているということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはありませんか。

○9番（星邦一君） はい。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やっぱりちょっと何かあやふやな、何とも理解し難いというのが印象であります。覚書だけで工期、実質工期延ばしているわけですよね。覚書だけでこういうことができる、それ弁護士さんがそういうふうに言ったっておっしゃるのであれば、法律的には大丈夫なのでしょうけれども、うち、下郷町で令和5年のときに町長の専決事項の指定についてというのをつくりましたけれども、そのときに工期や納期の延長に伴う契約の変更は専決事項に入っていません、あのときには。ですから、やはり1月31日に納品ができない、その代わり覚書で9月まで延ばしたということは、これ変更とは言えないのですか、覚書というものの自体が。それ自体もやっぱり変更なのではないのでしょうか、考え方としては。でも、それは専決はできないということで、専決事項の決定については令和5年の9月8日に議決しているのです。だとすると、今回のこれ報告だから、はい、そうですかって私たち認めていいのか。ここで賛成、反対はないわけですよね。報告だからそれで済ませますということで最後議長がおっしゃれば、それで終わりなのですよね。それって認めていいのかなというのが私たちの思いなのです。何かはっきりしない。やっぱりこれはきちんとさせなければいけないと思いますので、

ここで全員協議会に切り替えて、町執行部の聞き取りをする必要があるのではないかと思いますので、本会議を休議して、全員協議会に切り替える、聞き取りなどを行う動議を提出しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ただいま山名田久美子君より動議がございましたが、それに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（湯田健二君） 賛成多数。

動議は成立しました。

一旦休憩します。（午後 0 時 0 9 分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 1 時 4 0 分）

○議長（湯田健二君） 本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第 7 号 令和 6 年度下郷町一般会計の事故繰越しについての件を終わります。

日程第 8 議案第 1 号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第 8、議案第 1 号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定についての件を議題とします。

本件について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書 39 ページを御覧ください。議案第 1 号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、現在、町長選挙では期日前投票、不在者投票での自書式による投票と、選挙期日（選挙当日）で使用する記号式による投票と、投票方法が混在していることなどや、期日前投票制度の浸透により期日前投票者の増加などを踏まえ、国政選挙や町長選挙以外の地方選挙と同様に自書式による投票方法のみとするため、記号式投票に関する条例を廃止するものでございます。

議案書 40 ページを御覧いただきまして、施行期日でございますが、この記号式投票に関する条例を廃止する条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） わざわざ名前を書くようになるのかな、今度。今度から名前を書くということになるのですよね。そうすると、ここの地域独自に、下郷がこういう廃止したい条例を出したということなのですが、高齢者が多いこの地区において、それがわざわざ必要なのかどうか。そういった場合、高齢者になるとやっぱり上へ書いたほうが一番楽ではないのかなと私は思うのですが、何でそういう廃止する理由があるのかなって私は思いますが、お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、今回の首長選の記号式を廃止しまして自書式にする中身でございますが、県内におきましても自書式でやっている町村は今5町村のみとなっております。全体の流れが少しずつ自書式に移っているという全体の流れがあることをまずご理解ください。さらに、期日前投票の浸透によりまして、期日前の投票割合が直近の選挙ですともう半分を超えておりまして、これを開票の事務に想定しますと、半分为自書式、半分为記述式、そういう中身に、混票した形になるという状態になります。そうしますと、選挙投開票事務において開票の時間も大分かかると。機械のほうにもかけれないというような状態が続きますので、このほかの選挙は全て実際自書式になっておる経緯も踏まえまして、今回お願いするところでございます。高齢者の部分につきましては、当然検討材料としては上がってはおりますが、全体の流れを考えまして今回このような中身を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それでしたら、わざわざ9月に町長選挙あるわけですから、それ以降でもいいのかなって、12月議会に上げてよかったのではないかなって私は思ったのですが、いろいろ他町村のほうもそういった事例でやっているということで、自書式だと名前を書くが無効票が多いというふうな形にもなるでしょうから、やはりこういった案件というのは慎重にやっていって、選挙管理委員会の方にも決めてもらったほうがいいのかなと私は思いますけれども、結局議会にかけなくてはいけないのですが、そういった事情で他町村がそうだとすればやむを得ないのかなと思うのですが、ならばやっぱりその地区、地区によっての対応というの必要なのではないかなと私は思いました。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 貴重なご意見ありがとうございます。選挙管理委員会の方の同意につきましては、6月の月上旬に定時登録の関係で選挙管理委員会開かれた際にお諮りいたしまして、同意を得ておりますので、この場で報告いたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○9番（星邦一君） はい、以上です。

○議長（湯田健二君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 2 号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 10 議案第 3 号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(湯田健二君) この際、日程第 9、議案第 2 号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について及び日程第 10、議案第 3 号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての 2 件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長(玉川清美君) それでは、議案書 41 ページのほうをお開きください。議案第 2 号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法細則等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正となり、それら国が定めた基準に沿って地方公共団体が条例で定めることとされております。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表のほうを御覧ください。まず、12 ページ、3 条、5 条におきましては、法律改正による文言の整理となっており、第 6 条、保育所等との連携の改正につきましては、新旧対照表では分かりづらいので、別添の議案第 2 号・議案第 3 号資料にてご説明を申し上げます。A 4 の 2 枚つづりの資料のほうをご提示願います。家庭的保育事業等を行う者は、従前から利用乳幼児に対する保育を適切かつ確実にいき、卒園後も必要な教育または保育が継続的に提供されるように、連携施設を適切に確保する必要があります。今回の国基準の改正は、連携施設の確保に関する規定及び経過措置を改正するものであります。

そこで、①、保育内容支援に係る連携施設に関する見直しを行うものであります。現行制度では、保育所、幼稚園、認定こども園との連携となっておりましたが、これらの施設の確保が難しい場合に、小規模保育所 A 型、小規模保育所 B 型、または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援連携協力者として確保することにより、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができると改正になったものです。

次の②、代替保育に関する連携施設に関する見直しでございますが、こちらの現行制度では、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業者、または事業所内保育事業

者も可となっておりますが、市町村長が代替保育連携協力者の確保のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連絡協力者の確保が困難な場合には、連携施設の確保に関する規定を適用しないことができるというものでございます。

①②とも施設の限定が緩和された措置となっておりますが、小規模保育事業所や事業所内保育所等におきましては、現在、町内においては該当の施設はございません。

新旧対照表のほうにお戻りいただきまして、14ページ下段、こちらの16条からは法改正による文言の整理となっております、管理栄養士、または准看護師等を追加するものであります。

ページ飛びまして、22ページ、第49条、電磁的記録についてですが、こちらは書面で行うことが規定されているもの、または想定されるものについては、当面、電磁データ、デジタルデータでの扱いも可能とする改正が追加となっております。

50条は、条ずれによる改正。

附則につきましては、文言の整理となっております。

23ページ、第3条、連携施設に関する経過措置でございますが、こちらは連携施設の確保に関する経過措置期間が条例施行日から起算して15年を経過するまでの間、令和12年3月末まで延長される改正となっております。

続きまして、議案書47ページを御覧ください。議案第3号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。こちらの運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法細則等の一部を改正する内閣府令により、先ほどご説明申し上げました関係規則等が改正となり、準じて町の条例を改めるものとなっております。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表の25ページを御覧ください。第2条、定義から35ページ、第35条、特別利用保育の基準までは、法律改正による文言の言い換えの整理となっております。改正前の支給認定に新たに「教育・保育給付」と文言の追加となっております。

36ページをお開きいただきたいと思います。36ページ、第36条、特別利用教育の基準から38ページ、第42条、特定教育・保育施設等との連携におきましては、先ほどの別添議案第2号・議案第3号資料を御覧いただきたいと思います。①の保育内容支援に係る連携施設に関する見直し、②の代替保育に関する連携施設に関する見直しの改正内容の施設が追加されるものとなっております。以下、同理由により読替え、文言の整理となっております。

再度新旧対照表にお戻りいただきまして、45ページをお開きください。第4章、雑則、第53条、電磁的記録等については、先ほどご説明いたしましたが、電磁的記録に関する見直しにおいて、書面で行うことが規定されているもの、または想定されているものについては、当面、電磁データ、デジタルデータでの取扱いも可能とする追加の改正となっております。

47ページ、附則第5条、連携施設に関する経過措置についてですが、こちらに関しましても連携施設の確保に関する経過措置期間が条例施行日から起算して15年を経過する

までの間、令和12年3月末まで延長される改正となっております。こちらの条例改正におきましても、下郷町には該当となる施設はなく、町民に影響はございませんが、国が定めた関係諸省令に基づき地方公共団体は条例で定めることとされておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、議案第2号、議案第3号についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） この条例でいう特定保育施設は、町内の保育所は該当するのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 先ほどもご説明申し上げましたが、こちらのほう下郷町に關しましては記載されている施設に関しては該当はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第11、議案第4号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書57ページを御覧ください。

議案第4号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本条例の改正を行うものであります。

議案書58ページ及び新旧対照表49ページ、併せて議案第4号資料を御覧いただきまして、第8条、選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額でございますが、「7円73銭」を「8円38銭」に改め、第11条、選挙運動用ポスターの公費負担限度額でございますが、「405円99銭」を「440円16銭」に改めるものでございます。

議案書58ページにお戻りいただきまして、施行期日でございますが、この下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第6号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第12、議案第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第5号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第6号につきましては町民課長、星敦史君、議案第7号につきましては健康福祉課長、玉川清美君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 59ページを御覧ください。議案第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億695万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億195万5,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、歳入では、町税の大幅な増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など各種事業に係る財源を計上し、歳出では、町制施行70周年事業、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、田沼文蔵記念館空調設備整備事業などに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。66ページ、歳入でございますが、1款町税において、所得申告等により個人町民税を1億1,133万7,000円増額し、償却資産等の当初課税により固定資産税を503万円減額しております。

14款国庫支出金でございますが、5目総務費国庫補助金において、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,508万5,000円計上しております。

15款県支出金でございますが、4目農林水産業費県補助金において、国からの補助の割当て内示がなかったことから、水利施設等保全高度化事業補助金を2,000万円減額し、それに伴い、歳出の75ページ、6款農林水産業費、5目農地費において、機能保全計画業務委託料を2,100万円減額しております。

66ページにお戻りいただきまして、国及び県より補助の内報を受け、新規就農者育成総合対策事業補助金を150万円、大雪農業災害特別対策事業補助金を59万5,000円それぞれ計上しております。

67ページ、18款繰入金では、森林環境譲与税事業に係る基金繰入金を453万6,000円計上しております。

次に、歳出でございますが、68ページ、2款総務費につきましては合計で100万7,000円を増額するものでございます。

1項総務管理費、2目文書広報費では、設計額の見直しにより、国道121号道路改良に係る小野地区防災無線屋外拡声子局移設の工事請負費111万5,000円を増額しております。

10目諸費では、町制施行70周年事業に係る報償費、需用費及び役務費の合計で436万

5,000円を増額計上しております。

70ページ、3款民生費につきましては、合計1,035万6,000円を増額するものであります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金の合計で1,508万5,000円を計上しております。令和6年度実施いたしました同給付金事業について、確定申告により給付額に不足が生じている受給者に対し、追加給付を行うものであります。

74ページ、5款労働費につきましては、雇用促進対策事業費において、屋外活動施設の自家用電気工作物に係る修繕料を110万円計上するものであります。

6款農林水産業費につきましては、合計で1,853万3,000円を減額するものであります。

75ページ、1項農業費、3目農業振興費において、新規就農者に対する経営開始資金として、新規就農者育成総合対策事業補助金150万円、令和7年2月4日以降の大雪により被災した農業用施設の復旧等の経費を支援する大雪農業災害特別対策事業補助金117万2,000円をそれぞれ計上しております。

2項林業費、2目林業振興費では、新規林業従事者の育成を支援する林業人材育成支援事業補助金120万円を計上しております。

77ページ、9款消防費でございますが、1目非常備消防費において30万円を計上するもので、水抜地区における消火栓の修繕料103万4,000円を計上しております。

10款教育費につきましては、合計で996万7,000円を計上するものであります。

79ページ、4項社会教育費、5目田沼文蔵記念館管理費におきまして、空調設備の工事請負費407万6,000円を計上しております。

なお、本補正に伴い収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私より議案第6号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の80ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,507万8,000円を増額し、歳入歳出とも6億7,582万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、当初予算時の仮算定から令和6年度の所得確定に伴う本算定結果による保険税額の補正と人事異動による人件費の補正でございます。

81ページから85ページにつきましては、総括でございますので、省略させていただきます。

86ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分が1,143万9,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分が417万2,000円、3節介護納付金分現年課税分が146万5,000円をそれぞれ増額し、合計1,707万6,000円増額補正するものでございます。

続きまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与

費等繰入金におきまして、4月の人事異動により人件費繰入金199万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、87ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料におきまして13万4,000円を増額し、3節職員手当等を189万5,000円の減額、4節共済費を23万7,000円減額し、合計199万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、18節負担金、補助及び交付金が298万円の増額、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、18節負担金、補助及び交付金が30万3,000円の増額、3項介護納付金分、1目介護納付金分、18節負担金、補助及び交付金が6万4,000円の増額とするものでございます。

続きまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、歳入歳出調整のため、1,372万9,000円を増額するものでございます。

以上、令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

なお、本補正につきましては、去る6月4日開催の令和7年下郷町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますことを報告いたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） それでは、議案書89ページを御覧ください。議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,715万9,000円とするものでございます。

90ページ、91ページは、総括ですので、省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、96ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、給料、職員手当等、共済費でございますが、こちらの減額に関しましては、職員の定期人事異動に伴い、予算の整理を行うものでございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査費等でございますが、こちらは郡内4町村と南会津広域市町村圏組合を接続する専用端末で、今年度、システムの標準化に伴いシステム改修費用を計上しておりましたが、デジタル基盤改修支援補助金として10割補助となることから、歳出を49万5,000円減額し、財源の内訳を補正するものであります。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金につきましても、同理由にて15万4,000円を減額し、財源の内訳の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページお戻りいただきまして、95ページを御覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、9目デジタル基盤改革支援補助金でございますが、先ほど歳出でご説明いたしましたシステムの標準化に伴う費用負担が補助金交

付の見込みになることにより、同額にて増額計上しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金につきましても、職員給与費等繰入金、システム改修に係る費用の減額分につきまして、一般会計からの繰入金を同額減額するものとなっております。

以上、議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 66ページの歳入なのですが、こちらの町民税の増額と固定資産税の減額理由を分かれば教えてください。

あと68ページの町制施行70周年事業とはどういったことを行われるのか教えてください。

あと86ページの保険税が増額しているのですが、これは報告第2号の条例改正で金額が上がったのか、保険税が上がったのか、それとも所得が上がって上がったのか、理由をお聞かせください。お願いします。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほどの8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

86ページ、歳入の部分でございますが、例年、当初予算策定時、県より示されておりますシートにて仮算定という形で予算を一度計上いたします。その後、6年度、前年度の所得が確定次第、本算定というふうに移るのですが、仮算定の時点に出てくる数字が例年どうしても低い数字で出てしまいます。今年度、1,000万円程度ですが、実は昨年と同額程度の増額補正をしてございます。なので、今後の話になってしまいますが、その辺も含め、見直しなり検討なり修正なりがもし必要であるとなれば、こちらで検討しまして、あんまり誤差のないようにと言うと言い方がおかしくなってしまうのですが、そのようにしたいと思っております。

なお、この結果につきましては、令和6年度の所得、あと条例改正後の数値を使用して計算をした結果でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） それでは、8番、星和志議員の町民税及び固定資産税のご質問についてお答えをいたします。

まず、町民税につきましては1億1,133万7,000円の増額ということでございますが、こちらは令和7年度の町県民税の賦課算定につきましては、令和6年の所得税確定申告の内容により算定が行われることとなっております。この所得税確定申告の結果内容を精査し、賦課算定をしましたところ、今年度の町県民税が大幅に増額となることが判明しましたことから補正を行うものでございます。なお、ご質問のありましたその要因でございますが、給与や農業などによる所得の増、さらには突発的による一時的な収入による所得の増などが昨年度に比べて大きかったことが要因となっております。

続きまして、固定資産税のほうでございますが、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産と大きく3種類に分けられますが、今回の補正予算における減額につきましては、このうち償却資産において大きな減額が生じたためでございます。この償却資産につきましては、個人や企業などの施設、設備機器などが対象となるものでございますが、そのうち船舶や航空、鉄軌道などの移動性、可動性の償却資産や鉄軌道の線路や送電線施設などの償却資産がその全体を一の資産として評価すべき資産である場合、2つ以上の市町村にわたって所在する場合は、その所在する企業は、複数となる所在市町村が同一の県内でない場合は国へ、同一の県内である場合は県に申告がなされる仕組みとなっております。この申告に基づきまして、国に申告された分については総務大臣が関係市町村へ、そして県に申告された分は県知事がそれぞれ評価額と課税標準額を算定し、それぞれの所在市町村へ配分通知がなされる仕組みになっております。これによりまして、町は総務大臣や県知事により配分通知がなされました課税標準額に税率を乗じまして賦課徴収を行うこととなります。一方、国や県は、評価額や課税標準額の算定の内容や市町村への配分率などは公表せずに、市町村に対しましてそれぞれの市町村の対象となる評価額と課税標準額のみが配分通知されることになっておりまして、減額や増額になった場合でもその要因等は示されておられません。ご質問のありました減額となった理由でございますが、ただいま説明しました総務大臣配分によります評価額、課税標準額において想定よりも大きな減額通知がありましたことから、固定資産税の収入見込額を減額補正するものでございます。なお、当初予算編成の段階におきましては償却資産でございますので、評価額は年々下がることを想定することによりまして固定資産税額も下がっていくこととなりますが、過去数年の減少率などを参考にしまして算定し、予算化をさせていただいております。しかし、今年度は総務大臣配分におきまして想定以上の減額がございました。あくまでも想定でございますが、評価額及び課税標準額が減額となりました企業においては、施設や設備または機器など、何らかの償却資産が廃棄処分されたのではないかと考えているところでございます。ただ、この総務大臣配分となっている償却資産につきましては、8つの企業がございまして、それぞれ想定していた程度の減額となった企業や、若干ではありますが、増額となった企業、または大きく減額となった企業ございまして……

○議長（湯田健二君） 簡潔に願います。

○税務課長（大竹浩二君） はい。

どの企業が増額、減額ということの個別案件の答弁は、ちょっと控えさせていただきたく、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 町制施行70周年事業につきまして、どのような内容かというご質問いただきましたが、まず当初予算におきまして、印刷製本費で記念誌の発行予定と、あと広告料におきまして新聞広告を予算計上しておりまして、そちらにつきましては当初予算でご説明しておりますので、よろしく願いいたします。それに追加しまして今回ご提案申し上げますのは、各世帯に配る記念品と式典に係る経費、こちらの

式典につきましては、10月頃、ほかのイベントと一緒に今できないかということで調整しているところでございます。このほか、また別事業としまして振興局とのドローンイベント、共催予定という形で企画しております。こちらにつきましては、後ほど総合政策課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの町政施行70周年事業のうち、総合政策課分のご説明をさせていただきます。

議案書68ページの需用費になります。消耗品20万円計上してございますが、このうちの10万円、その下段の印刷製本費20万円のうちの5万円、トータル15万円が南会津地方振興局で取り組む人口減少対策としまして、ドローンを使った人材育成ですとか活用促進というふうなものを南会津振興局のほうで取り組む予定としております。こちらのほうの事業の一環としまして、檜原にありますふるさと公園のほうでドローンに触れ合っていたらこうというふうなイベントが予定されておりますことから、ちょうど下郷町のほうが町制施行70周年ということございまして、協賛していただけないかというふうな県のほうからのご依頼がありましたことから、先ほどの15万円を計上させていただきまして、協力をするというふうな内容になってございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 総務課長にちょっとお聞きしたいのですが、今回6月会議において補正関係は以上だったのですけれども、3月の議会でもちょっと話があったのですけれども、町の公用車なののですけれども、その車両に、NHKなんかの放送料の調査をするということなののですけれども、テレビの受信機というのは公用車には設置されていないということでよろしいのでしょうか、今回補正が上がっていないということは。それについてお伺いしたいのですけれども。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

3月の予算委員会だったと思うのですが、その際に猪股議員からご質問を受けていたと思います。調査は、現在も進行中でございますが、公用車についているワンセグ、フルセグ等の受信料、こちらについては支払うという今方向性で調査中でございます。車についているワンセグ等の確認はもう既に済んでいるのですが、それ以外に、例えばなのですが、一般にガラケーと言われるもので、火事になると消防団員が受けるメール、そちらの制度において、町のほうでそのメールを受信するためにガラケー等を備品として持っているものがあるのですが、そういったものも対象になるということが最近分かりまして、そちらの今追加調査を行っているところなのです。おおよそ金額は見えてきてはいるのですが、確定するのにちょっと今回上げられなかったという経緯がございますので、次回の議会の際に議案等で報告したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 承知しました。どうもいろいろご答弁ありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 何点かお伺いいたします。

ページ71の低所得者支援及び定額減税補足給付金事業というのは、皆さんがいただいたあれありますよね、物価高騰というチケットで。それとまた別の補助金なのですよね。違うのであれば具体的にどういう形でやるのか、分かっているとお教え願います。

それとあと、ページ75の林業振興費で林業人材育成支援事業補助金として120万円が計上されています。これは、補助金が入ってきているということなのでしょうが、ページ66の歳入で森林環境譲与税基金繰入金として453万6,000円を繰入れして財源充当しているようなのですが、新たに計上するこの120万円を繰入れして充当するのであれば分かるのですが、333万6,000円を余計に繰り入れてというか、返金しているのは、ちょっと移動が、何でこういう形になったのかお教えください。

それとあと、ページ76の土木費、公園管理費の中で、中山花の郷公園の環境整備で、予算のときに手数料として54万円計上されていたのですが、今回また、今度は謝礼という形で17万6,000円計上されております。これは、観光公社のほうから管理委託が解除されて組まれているとは思いますが、これどこに依頼する予定なのか、その件ちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの10番、山名田議員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

議案書76ページの下段に、8款土木費の中、公園管理費ということで、今回、報償費、需用費、役務費ということで計上させていただいております。当初予算につきましては、手数料ということで草刈りのほうを予定しておりましたが、今回3月議会において花の里公園を含む3施設、指定管理期間の変更ということでご議決をいただいておりますが、花の里公園につきましてはあくまでも指定管理者としての期間が変更になったという部分で、閉園という形ではございませんので、公園としては存在しておりまして、一定数の利用者が見込まれるという部分もありまして、中山のほうからもトイレ開放の要望をいただいたことから、今回トイレに関する経費、報償費につきましてはトイレトペーパーの交換ですとか掃除、需用費につきましてはそのトイレトペーパーですとか、光熱水費については電気、水道代というふうな部分です。清掃料につきましては、浄化槽の清掃料というふうな部分を今回計上させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 人材育成の120万円の件でお答えいたします。

こちらは、当初別事業で、鳥獣関係が主なのですが、それらの積算で333万6,000円、

こちらの金額を森林環境譲与税の基金から支出したかったのですが、基金の財源が、残額が40万円程度しかなかった経緯がございます。そういう経緯がございまして、当初予算においては一旦一般会計で333万6,000円を一般財源として計上させていただきました。今回6月補正におきまして、人材育成の120万円と合わせて、譲与税のほうの金額が6年度の残額、基金にまた積立てになりましたので、そちらから財源とすることになりましたので、合わせて453万6,000円という形で報告しております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 先ほどご質問ありました71ページの定額減税補足給付金というところでございますが、こちらは昨年度実施されました所得税からの減税分等の給付でございますが、確定申告等完了しまして、実質確定された金額で不用が増えたとか、そういった方々に再度給付を行うというものになっております。昨年度不足された分に関して、今年度のみ限定で支給されるものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。

1点だけ、最後。低所得者の、これからということだったのですが、これは現金でお支払いになるのか、いわゆる振込みたいな、そういう形になるのか、その点だけお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） ただいまのご質問でございますが、従来どおり原則として口座振込でお振り込みさせていただくような形になると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 2点ほどご質問させていただきます。

ページ数が66ページ、農林水産業費県補助金の中の水利施設等保全高度化事業補助金、こちらが2,000万円減額、そしてページ数の75ページの農地費の委託料、機能保全計画業務委託の2,100万円が減額になっているのですが、今年度の予算委員会、そちらの資料を見ましたが、これって下郷第3張平堰ですか、そちらのほうにおける5キロメートルの点検診断業務ということで、100%の補助事業でしたが、内示がなかったということで全額減額されたと思うのですが、なぜこの事業が採択にならなかったかという理由と、これによって点検業務ができなかったことによって張平堰に影響あるのかどうかお聞かせください。

それともう一点、79ページ、これちょっと不思議だなと思った件なのですが、79ページの公民館費の報酬の会計年度任用職員報酬なのですが、公民館長というのは今年度配

置されていると思うのです。それで、前の78ページの会計年度任用職員報酬とも合わせると何か金額が大きいなと思って、そもそもこの報酬単価って幾らなのかな、それと公民館長って勤務体制が常勤なのか非常勤なのか、そちら辺もお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今の星邦一議員のご質問にお答えいたします。

66ページ及び75ページの、結局歳入と歳出というふうに分かれるのですが、先ほど星議員が言ったとおり、箇所的には張平なののですが、延長のほう先ほど5キロと申されていましたが、8キロになります。今回委託に関する補助ということで内報つかなかったのですが、こちら今回県全体的な金額的な下がりというのがございまして、郡内でも3町上げていたのですが、実際採択というか、内示がついたのが只見町のみでした。南会津町、下郷町どちらも内報つかなかった状態でございます。内容といたしまして、継続している事業に関しては今回内示がついたようで、前年度で事業一旦超えたものに関して新しく今回上げたのですが、こちらのほうはちょっと内示がつかなかったという状態です。影響のほうにつきましては、これから点検をやって、その後に事業、工事のほうという形になっていきますので、その前に委託のほうになってくるのですが、それが今、今回、7年度に関しては芦ノ原のほう入っております。その後に工事等入っていくのですが、その先にこういった事業入れられれば進めていくような形になるのですが、今の段階で来年度これが続くかという状態がまず確認されていない状態でありまして、今のところ、どのようにお答えしていいのかわかりませんが、補助を使った形が確立されている状態ではないということだけお知らせしておきます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま公民館費における会計年度任用職員の中身についてご質問でありますが、まず勤務体系におきましては常勤でございます。会計年度任用職員としての雇用とはなっておりますが……申し訳ございません。時間が8時間を満たしておりませんので、7時間45分の非常勤勤務となっているようです。単価につきましては、この場において単価は申しませんが、職務上、公民館長として、会計年度任用職員ではございますが、管理をする施設の長としての業務もございまして、若干高めに設定してある経緯はございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 1問目の、水利施設の件だったのですが、やはりこの事業というのは、張平堰ということで張平から塩生地区までの住民の方々というのは周知はされていたのかな。もしこういうのやるよという話になっていけば、多分住民の方も期待はしていたと思うのです。そういったことで、そういう説明というのはされたのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今回の事業に関しましては、4月の中旬ぐらいに内報来たのです。ですので、一応この辺決定した段階で地区には下ろそうという形ではおったのですが、その前に結局内示で補助がつかないよということになってございました。事前にお話は、こういったことがありますよというのは、当然当初予算の段階での説明という形で申し上げておったところでしたのですが、地区のほうに関しましては実際にやりますよという段階にならないとなかなか、まさか今回内示ゼロということは考えていなかったのですけれども、一応今回に関してはその前にということで、内示が出なかったということになります。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それでは、住民の方々に言っていないということで、よかったというのだから、言ってからできなかったというとなまた大変なあれもなるでしょうから、これからも申請をして予算化するというところでやるのでしょうか、今後ともよろしく願います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 張平、塩生堰は、私も現場見ておりますけれども、蓋をかけるのと漏水するものを直していくという委託料なのです。農林事業の予算計上は、本来であれば内示があってもなくても6月に補正するのが本来だった。我々仕事やっていて、确实なところで予算計上すると。ただ、今回の場合は、当初に上げたので、内示がありませんでしたということで予算減額ですので、今後の当初予算のときには必ず歳入見込みがあるというときに工事請負費、あるいは委託料を上げていきたいと、こう思いますので、反省しております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはありませんか。3回目ですから、答弁漏れはありませんか。

○9番（星邦一君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、6月19日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る6月11日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（湯田健二君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、

お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田純朗君。

○総務文教常任委員長（湯田純朗君） 総務文教常任委員会の委員長の湯田純朗でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記としまして、付託年月日、令和7年6月16日。件名、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和7年6月19日。出席委員は、星昌彦君、小玉智和君、佐藤勤君、星和志君、そして私であります。欠席委員は、湯田健二君であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定しました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 先ほど採択になりました国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出については、去る6月11日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題としたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程、議員提出議案を配付します。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第２ 議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

○議長（湯田健二君） 追加日程第２、議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第１号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和７年度下郷町議会６月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。ありがとうございました。（午後 ２時５９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員